令和７年第３回津南町議会臨時会会議録　　　（５月23日）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 招集告示年月日 | | | 令和７年５月20日 | | | | | | | | 招集場所 | | | | | 津南町役場議場 | | | |
| 開会 | 令和７年5月23日 午前10時00分 | | | | | | | | | 閉会 | | | 令和７年５月23日午後１時22分 | | | | | | |
| 応招・  不応招  出席・  欠席の別 | | 議席番号 | | | 議員名 | | | 応招等の別 | | | | 議席番号 | | | | 議員名 | | | 応招等の別 |
| １番 | | | 月岡奈津子 | | | 応・出 | | | | ７番 | | | | 風巻光明 | | | 応・出 |
| ２番 | | | 滝沢萌子 | | | 応・出 | | | | ８番 | | | | 石田タマヱ | | | 応・出 |
| ３番 | | | 村山郁夫 | | | 応・出 | | | | ９番 | | | | 桒原洋子 | | | 応・出 |
| ４番 | | | 関谷一男 | | | 応・出 | | | | 10番 | | | | 吉野　徹 | | | 応・出 |
| ５番 | | | 久保田　等 | | | 応・出 | | | | 11番 | | | | 江村大輔 | | | 応・出 |
| ６番 | | | 筒井秀樹 | | | 応・出 | | | | 12番 | | | | 恩田　稔 | | | 応・出 |
| 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名（出席者：○印） | | 職　名 | | | 氏　　名 | | | 出席者 | | | | 職　名 | | | | 氏　　名 | | | 出席者 |
| 町　長 | | | 桑原　悠 | | | ○ | | | | 農林振興課長  農業委員会事務局長 | | | |  | | |  |
| 副町長 | | | 根津和博 | | | ○ | | | | 観光地域づくり課長  ＤＭＯ推進室長 | | | |  | | |  |
| 教育長 | | | 島田敏夫 | | | ○ | | | | 建設課長 | | | |  | | |  |
| 農業委員会長 | | |  | | |  | | | | 教育委員会教育次長 | | | | 滝沢泰宏 | | | ○ |
| 監査委員 | | |  | | |  | | | | ジオパーク推進室長 | | | |  | | |  |
| 総務課長 | | | 髙橋昌史 | | | ○ | | | | 会計管理者 | | | |  | | |  |
| 福祉保健課長 | | | 野﨑　健 | | | ○ | | | | 病院事務長 | | | |  | | |  |
| 税務町民課長 | | | 鈴木真臣 | | | ○ | | | |  | | | |  | | |  |
| 職務のため出席した者の職・氏名 | | | | | | 議会事務局長 | | | 保坂 晃久 | | | | | | 議会事務局班長 | | | 太田 一規 | |
| 会議録署名議員 | | | | ４番 | | | 関谷　一男 | | | | | | | ９番 | | | 桒原　洋子 | | |

〔付議事件〕　　　　　（５月23日）

日程第１　　会議録署名議員の指名

日程第２　　会期の決定

日程第３　　承認第３号　専決処分の承認について（津南町税条例の一部改正）

日程第４　　承認第４号　専決処分の承認について（津南町入湯税条例の一部改正）

日程第５　　承認第５号　専決処分の承認について（令和７年度津南町一般会計補正予算（第２号））

日程第６　　議案第46号　令和７年度津南町一般会計補正予算（第３号）

**議長の開議宣告**

議長（恩田　稔）

ただいまから令和７年第３回津南町議会臨時会を開会し、これより本日の会議を開きます。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　―（午前10時00分）―

**議事日程の報告**

議長（恩田　稔）

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

**日　程　第　１**

**会議録署名議員の指名**

議長（恩田　稔）

　会議録署名議員の指名を行います。

　会議規則第125条の規定により、本臨時会の会議録署名議員に、４番、関谷一男議員、９番、桒原洋子議員の両議員を指名いたします。

**日　程　第　２**

**会期の決定**

議長（恩田　稔）

　会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

　本臨時会の会期は、本日一日限りとしたいと思います。

　これに御異議ありませんか。　 　―（異議なしの声あり。）―

　異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日一日限りと決定いたしました。

**日　程　第　３**

**承認第３号　専決処分の承認について（津南町税条例の一部改正）**

議長（恩田　稔）

　承認第３号を議題といたします。

　提案理由の説明を求めます。

　町長。

町長（桑原　悠）

承認第３号につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が令和７年３月31日に公布されたことに伴い、津南町税条例の一部を改正するものでありますが、本年４月１日から施行する事項もありましたので、４月１日付けで専決処分をさせていただきました。

細部につきましては、税務町民課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

税務町民課長（鈴木真臣）

―（以下、資料に沿って細部の説明を行う。）―

議長（恩田　稔）

　これより質疑を行います。 ―（質疑者なし）―

　質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

　これより討論を行います。 ―（討論者なし）―

　討論はないものと認め、討論を終結いたします。

承認第３号について採決いたします。

お諮りいたします。

承認第３号は承認することに御異議ありませんか。 ―（異議なしの声あり。）―

異議なしと認めます。

よって、承認第３号は承認することに決定いたしました。

**日　程　第　４**

**承認第４号　専決処分の承認について（津南町入湯税条例の一部改正）**

議長（恩田　稔）

　承認第４号を議題といたします。

　提案理由の説明を求めます。

　町長。

町長（桑原　悠）

承認第４号につきましては、法律の改正に伴い、津南町入湯税条例の一部を改正するものでありますが、本年４月１日から施行する事項でありましたので、４月１日付けで専決処分をさせていただきました。

細部につきましては、税務町民課長が説明いたします。よろしくお願いいたします。

税務町民課長（鈴木真臣）

―（以下、資料に沿って細部の説明を行う。）―

議長（恩田　稔）

　これより質疑を行います。 ―（質疑者なし）―

　質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

　これより討論を行います。 ―（討論者なし）―

　討論はないものと認め、討論を終結いたします。

承認第４号について採決いたします。

お諮りいたします。

承認第４号は承認することに御異議ありませんか。 ―（異議なしの声あり。）―

異議なしと認めます。

よって、承認第４号は承認することに決定いたしました。

**日　程　第　５**

**承認第５号　専決処分の承認について（令和７年度津南町一般会計補正予算（第２号））**

議長（恩田　稔）

　承認第５号を議題といたします。

　提案理由の説明を求めます。

　町長。

町長（桑原　悠）

承認５号につきましては、民生費で過年度事業補助金辺納金、衛生費で過年度新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業国庫補助金返還金及び国庫負担金返還金が生じたことにより、支払期限も決まっておりましたことから、所要額の補正について、４月９日付けで専決処分をさせていただいたものでございます。

細部につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

総務課長（髙橋昌史）、福祉保健課長（野﨑　健）

―（以下、資料に沿って細部の説明を行う。）―

議長（恩田　稔）

　これより質疑を行います。 ―（質疑者なし）―

　質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

　これより討論を行います。 ―（討論者なし）―

　討論はないものと認め、討論を終結いたします。

承認第５号について採決いたします。

お諮りいたします。

承認第５号は承認することに御異議ありませんか。 ―（異議なしの声あり。）―

異議なしと認めます。

よって、承認第５号は承認することに決定いたしました。

**日　程　第　６**

**議案第46号　令和７年度津南町一般会計補正予算（第３号）**

議長（恩田　稔）

　議案第46号を議題といたします。

　提案理由の説明を求めます。

　町長。

町長（桑原　悠）

議案第46号について説明申し上げます。

総務課関係では、歳入で、新しい地方経済生活環境創生交付金の増、前年度繰越金の増。歳出で、派遣職員住宅借上料の増、ニュー・グリーンピア津南の譲渡、移行等支援業務委託料の増、弁護士業務委託料の増でございます。

教育委員会関係では、歳出で、マウンテンパーク津南修繕料の増でございます。

細部につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

総務課長（髙橋昌史）、教育次長（滝沢泰宏）

―（以下、資料に沿って細部の説明を行う。）―

議長（恩田　稔）

これより質疑を行います。　 ―（質疑者なし）―

　３番、村山郁夫議員。

（３番）村山郁夫

　では、歳入で１点、歳出２点、お聞きします。

　まず、歳入のほう、新しい地方経済生活環境創生交付金の支出が認められておりますが、通常、こういう交付金については、いわゆる新しいものを創造するためのもの、新しいことを成すためのもの、というものが通常の交付金であるのですけれども、この交付金が今回のいわゆる委託契約の中の２分の１を賄うことができると財務省が認めた経緯をお知らせください。

　今度は歳出のほうの１点目です。譲渡移行等支援業務委託料7,150万円、この移行と支援がうまくいかなければ、支払いは必要が無いと当初から説明がありましたが、その説明には変化が無いかどうかを確認します。

　それから、歳出の２点目、この契約は先般の臨時全員協議会の中では随意契約でという話がありました。随意契約で良いという根拠は、当局のほうは確認したかどうか。

　それを３点、お願いします。以上です。

議長（恩田　稔）

　町長。

町長（桑原　悠）

　歳入のほうについてお答え申し上げます。内閣府、地方創生のほうから地方創生といいますときらびやかな、あるいは華やかな施策が好まれがちでありますけれども、一方、バブル期の40年来の元々国の施設であったものを再生させる。私どもは申請で「リ・ボーン」と書きましたけれども、再生させるということこそ地方創生でもあると内閣府のほうからおっしゃっていただきまして、この度の交付金の内示を頂いたというところでございます。

議長（恩田　稔）

　副町長。

副町長（根津和博）

　御質疑の２点目、議員のお見込みのとおりでございまして、相手方とは契約ができない場合、支払いは無しというお話は伺っているところでございます。

　随意契約でございますけれども、まず、令和６年度につきましては、町の財務規則第139条第３項第２号に該当するということで、「その他の性質又は目的が競争入札に適さないもの」ということで随意契約の理由とさせていただいているところでございます。これは前回も御説明したとおりでございまして、これにつきましては、県等に有効であると確認しておるところです。

議長（恩田　稔）

　２番、滝沢萌子議員。

（２番）滝沢萌子

　ニュー・グリーンピア津南の件でお願いします。現段階では、各社の詳細やプランなどは出ていない状態でこの額が出ておりますが、もう少し情報開示ができないかどうかをお伺いします。

　また、急にこのジャッジするようなポイントに来てしまったような感じもあるのですが、今後のスケジュールが決まっていましたら教えていただきたいです。

　次に、最終的に締結できなかった場合、報酬は発生しないということでした。もし、今日可決した後に実作業があると思いますが、その分というのは最初の330万円の中に含まれているということなのでしょうか。

　最後に、広報つなんにもありましたが、住民への説明というのは臨時議会後に行われる予定でしょうか。

　お願いします。

議長（恩田　稔）

　町長。

町長（桑原　悠）

　各社のプランについては、もう少し詳しくというお話でした。情報の開示については行っていく予定でございます。

　また、急にジャッジの場面が来たというお話もありましたけれども、令和６年２月、㈱津南高原開発の樋口社長のほうからお出ましいただいて、いわゆるギブアップといいますか、「町からの支援がないと、これ以上運営ができない。」という御発言がありました。議会の皆様とも一緒にお聞きしたところでございます。それを受けまして、町といたしましては１年以上前から議会の皆様に問題を提起させていただき、議論を重ね、確認を取りながら慎重に進めてきたところでございます。この段階になっていろいろな情報が開示されてきていますので、町民の皆様も「どうなっているんだ。」ということで議会の皆様にもお話があったかと思います。そのようななかで、議会内でも格闘や葛藤があったようにお見受けしているところでございます。私といたしましては、臨時議会が済みました後に集落に入りまして、住民説明を行いたいと考えております。町民の皆様に対しましてはしっかりと情報を開示しながら、町が置かれている状況、今後の方針などについて、はっきりとお伝えさせていただきたいと思っております。私、また、町に対して、町民の皆様が付いてきてくださると確信しております。賛否両論あるかと思いますが、当然、それらについても受け止めまして、町民の皆様が、本来、成功すればすばらしいプロジェクトになりますので、町の発展につながるような明るいお話として皆様に安心いただけるように、しっかりと仕事を進めてまいりたいと思っております。

議長（恩田　稔）

　副町長。

副町長（根津和博）

　３点目の質疑でございますけれども、令和６年度の事業といたしましては、前回の臨時全員協議会でも御説明させていただいたとおり、ニュー・グリーンピア津南の施設の現状や経営状況の分析などから、新たな経営を希望する企業からの提案までということで認識しておりまして、この議案が可決された後、今後の事業につきましては、この7,150万円の中での仕事ということになります。

　今後のスケジュールでございますけれども、この補正予算が可決された後に優先交渉権の付与がございます。その後に仮契約を締結いたしまして、町議会の議決後に不動産売買契約を締結いたしまして運営方法を確定し、９月以降に決済・譲渡と、今のところ私どもは見込んでいるところでございます。

議長（恩田　稔）

　２番、滝沢萌子議員。

（２番）滝沢萌子

　１点目の情報開示に関してですが、なかなか今、今日の段階の情報量で判断をするということが難しいのではないかという部分があります。判断しにくい状況なのではないかと思いますが、その点に関してどうお考えでしょうか。

　２点目、優先交渉権の付与が今後行われるということですが、付与が確定する前に我々も内容を知ることができるのか、又は検討する際には産業建設常任委員長など参加は可能なのかというのをお伺いします。

　３点目の部分ですが、明日から仕事が発生していって、もし、７月の段階でやはり駄目でしたとなった場合には訴えられたりとか、不当だと言われるようなことがないのかと思うのですが、どうなのか。であれば、この議案自体がもっと後半でも良かったのではないかと思うのですが、そのお考えをお聞かせください。

　４点目、住民懇談会に関してですが、住民の意見を聞いた後にＡ社・Ｂ社の判断又は別の道などの考えを決めるのか、それとも、決定した内容を説明していくということが中心になるのでしょうか。

　お願いします。

議長（恩田　稔）

　町長。

町長（桑原　悠）

　今はＡ社・Ｂ社どちらかにするかという話をしているのではなくて、これから民間譲渡先を決めていくために、私どもだけでは専門性が足りないところを補いたいというなかで、代理人と法律事務所に対する補正予算を計上させていただいたところです。私といたしましては、私たちだけでの相対での交渉を行うつもりはないし、代理人なく、法律弁護士なく、お話を今後進めるつもりはないと、いずれにしてもそのように思っているところであります。

　決定というのは、議会の皆様が最後に議決をされるということが決定でありますので、決まった話を持っていくわけではなくて、町民の皆様に「こういったお話があって、こういったほうが優位のものとして企業の名前が挙がっているので、こういった所と話を詰めさせていただきたい。また、一方のプランとしてはこういったものがあったけれども、我々としては、こうこうこういった理由で町民の皆様にとって利益を最大化させるようなお話にはならないので、この所については選ばないという方向で考えさせていただきたい。」というふうなお話でもっていくことになると思います。私どもとしては、今のところフラットに考えております。何度もお話に伺っても良いと思っておりますので、そこについてはしっかりと町民の皆様のお話を聞きながら進めていきたいとは思います。

また、一方、それ以上に大切なことが契約の交渉でございまして、しっかりと交渉を進めなければならない。３か月くらいは最大で取りたいと思っているのですけれども、そういったことを考えますと、やはりスケジュール的には厳しいところがあるわけでございます。いつまでもどっちにするか決められないという状況では、いささか私どもも仕事の仕方としてはどうなのだろうというところがございます。どちらかの客観的な評価基準については皆様にしっかりと開示して、こちらが優位だったというお話はさせていただきますので、そういったことで住民に対しては御説明をさせていただきたいと思っております。

　また、ほかのそれ以外の選択肢というところでありますけれども、継続して所有することのデメリットについては住民の皆様に広報つなんでもお知らせしましたが、改めて私のほうからお話をさせていただきたいと思います。今後、どうにもしないといいますか、どういうふうにも決められないということでございましたら、負債を増加させるわけにはいかない、町の財政負担も考えまして、今の㈱津南高原開発との賃貸借契約は延長しないかもしれないと方向性が定まらないなかでは、そのように思っております。したがいまして、ということは現会社の債務処理にも協力できないということになりますので、非常に多くの関係者が困ったことになるかと思っております。

　３点目につきましては、本件の民間譲渡が完了したときに初めて町に支払い義務が生じる立て付けになっておりますので、これについては議員が御心配するようなことは無いということで御理解いただければと思います。

議長（恩田　稔）

　２番、滝沢萌子議員。

（２番）滝沢萌子

　まだうまく整理できていないのですが、５月中に住民に説明をしてから付与になるのか、付与してから説明になるのか、契約の交渉に３か月ということなので、どちらになるかでかなり何かが違う気がするので、その辺りを１点、お願いします。

議長（恩田　稔）

　町長。

町長（桑原　悠）

　当初、町の中で評価をしまして、当然、その中に専門的な知見を入れなければ私どもだけでは評価ができないので、いわゆる専門的な知見が必要なわけですけれども、そして、町内団体に御説明に回りまして、優先交渉権を付与するという予定でおったところです。住民説明会に入りますのなかで、そういったようなお話もさせていただきますけれども、今のところは、そういった順位を付けるようなかたちで住民の皆様にはお話をしないと、十分に伝わらないといいますか、評価ができないようなところがあるかと思いますので、それらについてはそのようにお話をさせていただきたいと思っております。なお、優先交渉権といいますのは、停止条件付きで優先交渉権を付与することが可能であります。それらを含めましても、そのような選択肢についても考えてまいりたいと思っております。

議長（恩田　稔）

　10番、吉野徹議員。

（10番）吉野　徹

　今回の補正に当たっては、関係の窓口業務があるわけでありますけれど、その内容についてお聞かせください。四、五点ありますので、よろしくお願いいたします。

　今ほども質疑が出まして同じことなのでありますけれど、今回の補正が7,150万円、これは昨年の業務委託契約の330万円、この項目の中で重なっている分につきましては、本当に無いとお考えでしょうか。その点について教えてください。

　それから、もう何回もお話いただいておりますけれども、再度。7,150万円は新しく事業者が確定され、７月下旬の契約締結後に支払われると理解してよろしいのですか。もう一度、お聞かせください。

　そして、２点目につきまして、今ほども町長からお話がありました。先日、議会に頂きましたサヴィルズ・ジャパン㈱の資料の中を読ませていただきました。「本件の取引に関する質疑や応答は全てサヴィルズ・ジャパン㈱を通して行う。」という記載がありましたけれども、売却の売主である津南町がＡ社・Ｂ社の決定権に対して町が当然主体となるべきと考えております。町は、売却時での決定権までサヴィルズ・ジャパン㈱と考えているのですか。もし、そうであったら大変おかしい話でありまして、通常、売却というのは依頼者が主語として用いる言葉でありまして、その点につきまして、町はどのようにお考えなのですか。教えてください。

　また、今ほどはスケジュールのことで町長からお話がありましたけれども、町と候補者２社とのインタビューの実施はいつ頃と考えておられるのですか。その２社の名称を教えてください。

　４点目ですけれども、サヴィルズ・ジャパン㈱の報告書の中で「買い主の継続的な固定資産税の支払免除」という言葉が記載されておりました。これは、町がサヴィルズ・ジャパン㈱に本当に固定資産税の免除をするとお答えになったのですか。その点についてお聞かせください。

　５点目は、Ａ社・Ｂ社のプレゼンテーションはいつ頃と計画をされておられますか。その時点で議会介入は可能かどうか、教えてください。

　これは全体をまとめての話なのですけれど、今回のサヴィルズ・ジャパン㈱から頂きました資料、町も目を通していると思われますけれども、違った理解をされるような言葉や部分があるような気がしております。そういった点につきまして、町としてサヴィルズ・ジャパン㈱に何の申入れもしなかったのですか。そして、議会に資料を配られたのでしょうか。教えてください。

議長（恩田　稔）

　町長。

町長（桑原　悠）

　多岐に渡りますので、抜けている点がありましたら御指摘いただきたいと思います。

　代理人が決めるのかどうかというところについては、議員おっしゃるとおり町が決めます。私どもが町の中で評価をして、様々な団体に御意見を御説明申し上げながら、住民の皆様の御意見も十分受け止めさせていただいたなかで、どちらかに決めるということでございます。今、どちらかに決めるという話にさえなっていない状況でありまして、どちらかに決めるというところに行くまでには、私どもは、今回計上させていただきました補正予算が無いと、どちらかに決めるという話には至らないわけであります。いずれにいたしましても、この問題を解決するに私ども町役場の力では専門性がとても足りませんので、やはり間に入っていただく代理人の存在や法律事務所のお力が必要であります。それらについては、ぜひ御理解をいただきたいと思っておりますが、主体はあくまでも町であります。

　２社の名称でありますけれども、先日、議員に臨時全員協議会でお話をいたしましたように、２社の名称ということについては、今、優先交渉権を付与する前に開示をすることができない状態です。なぜ開示をすることができない状態かということも臨時全員協議会で申し上げましたけれども、２社が町の知らないところで会って、ダンピングをするような交渉、取引をする可能性は十分にあり得て、また、そういったことについて、匂わせるような行動が複数ございましたので、現時点におきましては、優先交渉権についてどこの会社ということは公表するつもりはございません。私としましては、町民の利益を最大化するという責任がございますので、それらについては御理解をいただきたいと思っております。

　事業プランをもうちょっと詳細にというところについては、お話を申し上げたいと思いますし、私どもから見て、このどちらかのスキームをこういうふうに捉えているという捉え方についても、評価基準の公表時に併せてお話をさせていただきたいと思っております。いずれのプランもかなり私の主観で100％ではございませんので、いずれにしても交渉の中でしっかりと町の利益が最大化するようなお話合いをさせていただくことになろうかと思います。

　インタビューにつきましては、１回目のインタビューは既に御提案いただいた時に済んでおります。顔合せをさせていただいて、どのような御提案を頂いたかというところの、公表させていただいている以上のもうちょっと具体的なところはお聞きしている状態でございます。

　令和６年度の業務ということで、先般、報告書をお出ししたとおりです。今後の業務といたしましては、令和７年度といいますか、これからの契約の交渉、移行等の膨大な業務がございますので、それらについて、私どもでは足りない力を補完してもらいたいというものです。

　固定資産税の免除というところについては、もうそうしないと受けないということではないです。あまりそれは、条件として一部分の話でございますので、両者ともそれが無いととても受けられないという話ではなかったかと思います。ただ、そういった支援があれば有り難いし、別の方法で立上りの間、何年か支援いただければ有り難いという話は両者とも頂いている状況でございます。

　先日、提出をさせていただいた令和６年度のサヴィルズ・ジャパン㈱の報告書について、適正な記述ではなかったのではないかというところについてですけれども、具体的にどのような箇所が適正ではなかったかというところをお話いただければ、御説明申し上げたいと思います。

　優先交渉権の付与でございますけれども、そこの話に行っていないので、私としてはいつ頃付与するという話ができないし、今はフラットな状態です。評価基準又は評価をさせていただくなかで、スケジュールといたしましては、町の団体などにも御説明申し上げ、皆さんの御意見も聞かせていただきます。そういったなかで、優先交渉権については付与させていただくタイミングがあろうかと思います。そこで初めてお名前についてはオープンにさせていただくということになるかと思います。通常、そういったことでないと、両社のお名前が分かってしまうと、申し上げたとおりの状況になるし、なりつつあったのだという事実を今お話させていただいたところです。

議長（恩田　稔）

　副町長。

副町長（根津和博）

　業務委託料の支払い件でしたけれども、以前から申し上げていますとおり、相手先が決まって契約が終了後、業務が終了後に支払うということになります。

議長（恩田　稔）

　10番、吉野徹議員。

（10番）吉野　徹

　先ほどの質疑の中で、Ａ社・Ｂ社のプレゼンテーションをこれから行うわけでありまして、その時点で議会側からも介入ということで、この前の説明会の時にもお話をさせていただきましたけれども、後で考えるということでありました。今の町長のお考えを。こういった大切な施設のことでありますので、議会からもそういった会に出させていただくのは可能かどうかということで、もう一度、お聞かせください。

　そして、先ほども２番議員のほうからお話がありましたけれども、サヴィルズ・ジャパン㈱から来た資料提供というのは、私たち議会に配られた資料は㈱津南高原開発にも提出をもちろんされていると思っておりまして、特に今までがんばった施設でありまして、地元の方が結構、それこそ雇用の方もいらっしゃいますし、代表も地元の方が勤めていらっしゃいますので。別にＡ社・Ｂ社は今後のことでありますけれども、そういった資料提供等も全然頂いていないと私は個人的にお話を聞いておりますので、そういった点は、町のほうから提出をしていただいているのかどうかにつきまして教えてください。

　そして、この中身につきましては、この議会で大変長い時間を取りますので、また後ほどお伺いさせていただきまして、その詳細につきましては、この点とこの点ということで、またお願いをすることがあると思いますけれども、町長から了解をしていただければ大変有り難いと思っております。

議長（恩田　稔）

　副町長。

副町長（根津和博）

　後段の㈱津南高原開発さんに資料を提供しているかというところなのですけれども、Ａ社・Ｂ社は秘密保持契約を結んでいるところもございまして、利害関係もありますので、提出できない資料は当然提出はしておりません。臨時全員協議会で出した、マスコミさんにも配った資料等につきましては配布はしております。

議長（恩田　稔）

　町長。

町長（桑原　悠）

　今ほど申し上げましたように、皆さんと秘密保持契約を結べるかどうか調べますけれども、両社が町にとってどのように適正に、公平公正に、客観性を担保しながら。町民の利益を最大化する取引にしないといけませんので。皆さんが名前として知る、オープンネームで知るということになって、仮に情報の漏えいがされた場合、町にとってより損害を被ることになりますので、私どもとしては、その辺のところは慎重に考えているところでございますけれども、名前などは関係なくて、どういう事業プランでという開示した資料以上の、恐らくビジネスプランのところをもう少し御説明申し上げたら良いのかなと思って聞いておりましたけれど、そういったところについてはお話をさせていただくことができますので、議会の皆さんと総意ということで頂けましたら、そういったお話はさせていただきたいと思っております。なにぶん、非常に複雑な取引ですし、今ほど申し上げました意欲のある企業が２社あって、それらを公平公正、客観的に、かつ町民の皆さんの利益を最大化するような方向に導かないといけませんので、それについては、議会の皆様からもぜひ御理解をいただきたいと思っております。必要なほしい情報については、なるべく開示をさせていただきたいと思っておりますが、その辺のところについては御理解いただきたいと思っております。

議長（恩田　稔）

　10番、吉野徹議員。

（10番）吉野　徹

　３回目ですのでこれでやめますけれど、はっきり言って、このプレゼンテーションはもう終わっているのですか。これからなのでしょうか。その点について教えてください。そのときに、議会側から全員じゃなくても代表として誰かがその会に出て一緒にお話を聞くことは可能でしょうかということで、その答えをまだ頂いていません。

　それから、先ほどの町長のお言葉の中で、今あるＢ社でしょうか。地元にあるＢ社の「債務処理につきましては考えておりません。」とはっきり言われました。それと同時に、今、町民の財産を大切に、町民の声を大切に、町民のために、町のためにという言葉を何回も頂いておりますけれども、町長この場で、もしもＡ社になった場合の債務処理、Ｂ社が起こした債務処理、地元の会社が起こした債務処理、それは全く町は関係ありませんと、そういったお考えなのですか。そのことをこの場で教えてください。

議長（恩田　稔）

　町長。

町長（桑原　悠）

　申し上げたように、プレゼンテーションは既に１回いただいておりますので、私どもは聞かせていただいておりますけれど、それに基づいて皆さんに情報を開示していくということはできる限りさせていただきたいと思っています。お顔が分かったり、お名前が分かったりすると、もし仮に、仮にですよ、皆様から情報漏えいが起こると、後々不正にもつながりかねない指摘がありましたり、町にとって損失になる可能性がございますので、その辺については慎重に考えさせていただきたいと思っています。

　債務処理のところについては、私はそういったことを申し上げてはいなくて、勘違いされて捉えていらっしゃって、もし、この先に何も決まらない、Ａ社かＢ社かも否定された、今回、仮にＡ社・Ｂ社どちらからに話をしなければいけないということでこの話になっているわけですけれど、Ａ社かＢ社かも否定されたということになりましたら、方向性が何も決まらないですので、これ以上、負債を増額させるよりは町としても財政負担を考えまして、今の契約の延長は考えられないと申し上げたところです。今の契約を延長しないと、今の会社の債務処理にも御協力をできないということになります。ですので、方向性が見えてこないと、そういった状況に陥ってしまうというお話をさせていただいたところでございます。いずれＡ社かＢ社かという話に今はまだ至っていないわけでございますけれども、どちらかと話をするにせよ、いずれにしても私たちだけの相対で話をするということはあり得ない話ですので、いずれにいたしましても、法律事務所のお力や代理人のお力をお借りしないと、今後のそういった議員が御懸念のところの債務の話や皆さんが心配しておられる土地の範囲、そういったお話に至らないわけでありますので、私が申し上げたのはそういったところでございます。

議長（恩田　稔）

　11番、江村大輔議員。

（11番）江村大輔

　それでは、大きく４点、ニュー・グリーンピア津南の整備費についてお伺いします。その大きな中でも少しありますが。

　まず、大きく１点目、これまでに住民の方にいろいろ話を聞いてきましたけれども、やはり水源について、一番住民の方は気になっていたと。直接、この7,150万円にというのは無いかもしれませんが、ただ、Ａ社にしろＢ社にしろ、その表現があるということでお聞かせください。町として、水源は必ず守るとか売らないということなのか、それとも、交渉の中で幅を設ける考えなのかというのを一つお聞かせください。これはちなみになのですが、開示資料（１次）というものを今週月曜日の全員協議会で頂いています。そこの16番の所にすごく細かくどういうものを資料として出したかというものがあると思うのですが、開示資料（１次）の16に売却対象地（案）ニュー・グリーンピア津南の図面のスキー場なしとスキー場ありと書いてあって、その前にも14番の所に、水道・水源・温泉井戸の契約書とか覚書も出しているとなっているのですが、やはりこういうところになってきたときに、これを守るという前提で出しているのか、幅があるからこそ売るということもあるから出しているのかを聞きたいということです。

　続いて、大きな２番目です。この譲渡移行等支援業務委託料についてですけれども、先ほど来、支払いの時期というのは業務が終了した後に支払うと言ってたのですが、業務が終了したというより、Ａ社やＢ社の購入価格が決まるわけですけれども、その購入価格を支払った後に、この業務委託料を払うということかを私は確認したいです。業務が終わった後ではなくて、やはりちゃんと契約した金額が支払われたという確認があった後に業務委託料を払うとしないと、少し危険性があるのではないかと思っていますので、ここら辺を確認させてください。

　二つ目なのですが、この7,150万円というのは前年の11月15日の我々議会との意見交換会の際には、成功報酬が必要だということ、そして、これから掛かる15億円から二十数億円の修繕の５％とその時は言って、15億円の５％だと7,500万円くらいなのですけれど、どれだけの価格でも7,150万円と言っていたので、この時には成功報酬というふうに聞いていました。なので、この7,150万円は業務委託料となっていますけれども、成功報酬という見方で良いのか。全て終わってから払うということはそういうことだと思っています。なので、その確認と、また、7,150万円の妥当性の確認方法、ないしは、これも相見積りを取ったのかお聞かせください。

　Ａ社かＢ社、どちらについても、この7,150万円は同額なのか。

　小さい四つ目です。一般的に不動産取引だと媒介、仲介が主流で、先ほど来、町長がサヴィルズ・ジャパン㈱さんのことを代理人という使い方をしているのですが、私が調べてきたなかでは結構大事な言葉の定義があるので確認させてください。サヴィルズ・ジャパン㈱さんについては、仲介者なのか代理人なのかということをお聞かせください。仲介ということであると、調べると、契約締結は当事者なので町なのです。ただ、代理の場合は代理人が代可能になってしまうので、契約の締結の権限が代理人というのはあるのです。そうすると、それは代理人なのか仲介人なのか、ここではっきりしていただかないと、議会の場で代理人という言葉を使ったということは、契約をする権限をサヴィルズ・ジャパン㈱さんにやるということで良いのか教えてください。

　大きな３点目の一つ目です。Ａ社・Ｂ社ともにですが、株主構成だったり株保有率とか保有資産などの情報は、町は知っているのか、これを教えてください。

　それと、月曜日に配られた題名の無い資料で、2024年11月吉日に発行して、各位宛てのサヴィルズ・ジャパン㈱が発信元の、提案資料の２ページ目の提案内容という所に「投融資ストラクチャー図及び本件取引に必要な資金調達の手段」「本件取引完了後の本物件の所有及び運営のストラクチャー図（ホテルブランド名、プロフォルマ含む）」を提案内容に入れてくれと、提示してくれと書いてあるのですけれども、これはやはりどんな方法でも議会に知らせることができないのか教えてください。

　最後の大きなところです。今回のこのニュー・グリーンピア津南の譲渡も含めてなのですが、町有施設、具体的には竜神の館や萌木の里、今回出たマウンテンパーク津南などは、財源を考えると、今後は土地・建物を民間へ譲渡していくという考え方になるのかお聞かせください。

　以上です。

議長（恩田　稔）

　副町長。

副町長（根津和博）

　１点目、水源につきましては、議員の皆様もかなり御懸念のところでございまして、今、水源の保全条例のたたき台も作っているところでございます。町といたしましては、その水源部分は、範囲はまだ決めておりませんけれども、分筆を起こしまして、町の保有のままで行きたいと今のところ考えております。

　Ａ社・Ｂ社どちらとも、これから新しいコンテンツを作るという話もありましたので、そこら辺もまだ詳細にはなっておりません。そこら辺がどういうところか分かりませんけれども、これは交渉の幅を持たせているというかたちになろうかと思います。

　購入価格は議員御指摘のとおりで、購入価格が町に支払われた後に委託契約料を払っていきたいというところはお見込みのとおりでございます。

　Ａ社・Ｂ社どちらになっても同額かという御質疑がございましたけれども、Ａ社・Ｂ社になっても、不動産の手続や権利の承継は一緒でございまして、これから優先交渉権を与えた所と細かい部分を交渉していくこととなります。買付書とか売渡書の作成作業は、どちらになっても同じような取組になりますので、新しく売買契約を締結するまで、また、締結以降、スムーズに移行するためには、その間に様々な作業があり、これはＡ社・Ｂ社一緒でございまして、同額というところでございます。

　7,150万円の妥当性という御質疑がございました。昨年の秋、これから町が負担しなければならない15億円から25億円の５％というところでお話をしたとおりでございます。この金額の妥当性なのですけれども、様々な所に聞いたところ、不動産に詳しい方に聞いたところ、「妥当な金額ではないか。」という話と、こういう話をいろいろほかの所にも、来た団体に聞いたりはしてみたのですけれども、中には億くらい掛かるというお話もいただいたところもございますので、妥当ではないかと当局としては考えているところでございます。

　この7,150万円の相見積もりは取っておりません。

　代理人と仲介の言葉です。「サヴィルズ・ジャパン㈱さんは町の代理人として。」という言葉を使っていますけれども、当然、契約の主体は町でございまして、サヴィルズ・ジャパン㈱さんが契約の主体になるものではございません。その部分を含めて、代理人という使い方が適正ではなかったのであれば。町としては当然町が主体性を持って契約をしていきたいと考えております。

　Ａ社・Ｂ社の詳細につきましては、今は確認できないのですけれども、株の保有まではかなりのところまで情報が来ていますので、そこら辺は当然資料には載ってきている所だったと思います。

　当然、これから公共施設は淘汰していかなければいけないと考えております。今、おっしゃったとおり、竜神の館が今は休止状態になっておりまして、これは地元の芦ヶ崎振興協議会さんのほうにも「どういう活用があるか、一緒に考えていきましょう。」ということで投げ掛けておりますけれども、本当にどういう使い方も無いとなれば、維持管理費も掛かってきますので、これもまた民間譲渡や廃止も含めて考えていきたいと。これは、ほかの使わなくなった公共施設についても同様でございます。

　ストラクチャーの関係なのですけれども、議会に資料を提出できるかというところですが、これは秘密保持の中に入っているかどうか確認しないと分かりませんので、確認させていただいて、それが開示が可能であれば開示させていただきますけれども、今のところできるという答えは致しかねます。

議長（恩田　稔）

　11番、江村大輔議員。

（11番）江村大輔

まず、最初に水源のところですけれども、幅を持たせているという、ここがやっぱり心配なのです。今言っていた「範囲は決めていないけれど、町が保有する。」というのは今言っているだけで、基本的にどこまでかと最初からもう決めてやっていただかないといけないと思っています。条例のたたき台を作っているということですけれども、前回の臨時全員協議会でも「届出制だということで、条例では守れない。」というふうに答弁いただきました。ここで確認ですけれど、今日のものに関連になってしまうかもしれませんけれど、届出制ではなくて許可制、原則禁止されているけれども一定の条件を満たせば特別に認めるという許可制だったり、認可、原則として自由だが行政の承認が必要となる認可制、許可制とか認可制がなぜたたき台に無いのか、お聞かせください。

　続いての業務委託料についてです。先ほど答弁が無かった成功報酬なのか。私はもうそう説明を受けてきていたので、そういうふうな前提で話をさせてください。今も答弁が無かったので。相見積りを取っていないということで、これだけの大きい金額で相見積りを取っていない理由がまず分からないですし、取っていないという事実での判断になってくるかと思います。様々に聞いたところという人から見聞きしたことで判断するというのは、なかなか行政であって良いのかと思うところがあります。そんななかで、この7,150万円、Ａ社もＢ社も同じで支払うということもありましたけれども、成功報酬と事務手数料とを別にするという考えが無いのか、無かったのか。今日、もう提案されているので無いのですけれど、基本、そういうふうに考えたほうが良かったのではないかと思っているので、どう考えますか。

　業務内容を見ると、やはりこの7,150万円というのが一つ一つに関してすごく高額です。なので、事務手数料であればこの金額で最後に成功報酬は売れた売買価格の何％だったら理解はできるのですけれど、これは全部含まれていて、全て終わってから支払われたら払いますというのは納得するまでの情報ではなくて。なおかつ、宅建業法第46条に不動産売買の媒介に関する報酬の額というのが定められているのです。今ほど、代理人というふうにサヴィルズ・ジャパン㈱さんが使っているということなのですけれど、話を聞いていれば仲介だという認識で良いということですよね。仲介ということは媒介となるのですが、この媒介するときの報酬の額はもう法律で決まっていて、200万円以下は5.5％、200万円を超えて400万円以下は4.4％、400万円を超える場合は3.3％が売却した額の上限と決められているのです。それでいくと、購入価格、仮にＡ社が10億円だと、正確な数字ではないですけれど、成功報酬は3,300万円なのです。6,400万円のＢ社の場合、成功報酬は211万円なのですよ。これは7,150万円は高すぎないか。人に聞いて見聞きして妥当だというのは法律で上限が決められていて、なおかつ、今のＡ社でもＢ社でも仲介であれば基本的には売買価格の％になってくるので、前からもですけれど、今ほど来、副町長が（発言していた）修繕費の５％とというのはどこにも載っていないのですよ。なので、そこは、業界では妥当とかそういうものではなくて、やはり通常の路線で行ったときには7,150万円は高いというのと、また、同額というのはおかしいと思わないかというのをお聞かせください。

　続いて、大きな３番になります。機密保持があるということなのですけれども、こちらは副町長や総務課長、議員の皆さんも手元に契約書があったら見ていただきたいのですが、契約書の第７条に機密保持というものが書いてあります。読ませていただきます。「第７条甲又は乙は、第三者に対し、本契約に関連して知り得た秘密情報を開示又は漏えいしないものとする。ただし、以下の場合については、自らの責において本目的達成に必要な範囲に限り秘密情報の開示を行うことができる。」、「（１）甲の職員、特別職及び議会への開示」と書いてあります。ということは、契約書上では議会への開示が行政の責任においてはできるということです。続いて、今の第７条の第２項の最後の所です。「（５）甲が法令等により本件情報の開示義務を負い、又は行政当局等や司法当局等の公的機関から正当な権限に基づき開示を求められた場合、乙はこれに協力する。」となっています。サヴィルズ・ジャパン㈱さんは、こういうことがあったら協力しなければいけないということですよね。これは調べると公的機関というものに我々議会はならないのですが、津南町の情報公開条例によって公開請求もできるので、そういうことを使えば、この情報に協力するということになるのかなということと、仕様書のほうの５の（４）留意事項という所。これは、町がサヴィルズ・ジャパン㈱さんへ出している仕様書ですが、「本町は必要に応じて業務の実施状況について、随時実地に調査し、受託者に対して所要の報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な指示をすることができる。」と書いてあるのですよ。これでいくと、情報を開示できると思うのです。議会が判断するための情報というのは、目的達成をするために必要な情報であって開示ができるのではないかという、今の私の質疑に対しての見解をお聞かせください。

　大きな四つ目です。淘汰していかなければいけなくて廃止になっていくということで、ニュー・グリーンピア津南の場合は津南原地区が下にあるということですけれども、それぞれの町有施設も「おらとこの近くにある」みたいな施設が同じようなことになるという、ここは考えなければいけないと思っています。ニュー・グリーンピア津南のことを今は審議していますけれども、今回の判断はかなり大きなものですので、町民が理解するには、今ほど、町長も副町長も言った廃止や民間に売っていくということで考えているのか、もう一度確認させてください。

　以上です。

議長（恩田　稔）

　町長。

町長（桑原　悠）

　7,150万円の妥当性について申し上げます。当初、売買価格が付かないであろうという見込みがエンジニアリングレポートをさせていただいたなかでございましたので、実際、それに伴う業務の費用をどのように算出するかということで、先ほどから副町長が申し上げました、今後掛かる修繕費のパーセンテージで算出したというところでございます。私がこの立場で業務をしておりまして、これまでにこういったニュー・グリーンピア津南の在り方の方向性を何年も考えましたけれども、例えば、５億円であれば不動産仲介をまかりますというお話もありましたり、金額は様々です。ただ、今回のこの今後の膨大な業務量、私どもは実務をしておりますので、どのくらいの業務量であるかは察するに余りありです。非常に多くの業務がございますので、大体10人くらいがプロジェクトに関わっているというお話をさせていただきましたけれども、一定程度の年収の方がこのプロジェクトに数か月間にわたって、令和６年と見ると１年以上弱掛かっているわけですけれども、かなりの方が業務に関わっているというところを見ましたら、やはり一定の費用が掛かるということは申し上げたいと思います。

　また、契約の中で開示については議会という記載があるというお話でしたけれども、はい、記載がございます。議会の範囲で開示をすることは可能であるという認識をしております。ただ、先ほど申し上げました、それに伴って町に損失が生じるといった場合につきましては、私どもとしましても、その辺は慎重に考えざるを得ないところでありまして、場合によっては法的な措置も含めた検討をしなければならないという考えがあったところでございます。そういったなかで、議会の皆様に対しましては、なるべく情報開示をしなければならないと思っておりまして、昨年来、様々議論を重ね、確認を取らせていただいて進めてきたところでございます。今後もそのような情報というところについては、取扱いを十分に御留意いただきながら私どもと一緒に悩んでいただけるということであれば、本当にこれ以上ない願っていたことでありましたので、ぜひ、そういったことであれば、お願いしたいと思っています。

　公共施設の総合管理計画というものを出しておりますけれども、それぞれの施設、町が自律をいたしました結果、老朽化がかなり進んでいると除却等も今後見込まれるということでございまして、今の公共施設の数をこのまま持ち続けて更新し続けるということは現実的ではないと思っているところでございます。今、たまたま令和７年９月30日をもって契約期限を迎える施設が一つございましたのでこういう話になってございますけれども、今後、ほかの施設に関しまして、方向性をしっかりと皆様と議論させていただくなかで出していくということが必要になってくると思います。

議長（恩田　稔）

　副町長。

副町長（根津和博）

　１点目の質疑の水源保全条例の考え方です。これは、まだあくまでもたたき台で、多くの自治体が届出制になっているというところで、今のところ届出制にしておりますけれども、法律に抵触しないところの許可制等を、あくまでまだたたき台ですので、これからそういうところをいかに厳しくというか、もっていけるかというのはこれからの検討でございます。まだどうしても届出制にするということでございません。

議長（恩田　稔）

　11番、江村大輔議員。

（11番）江村大輔

　また水源のところです。言葉を返すようで言いづらいのですけれど、あくまでたたき台というところで言われても、やはりそこを作るときの気持ちとか思いというのが大事だと思うのです。届出制でいいやというふうにやっぱり感じる。最初から許可制を考えるとか、認可制を考えるというふうにしてみました、だけど、法的には厳しいから届出制です、ではなくて、今の答弁を聞いていると、ほかの所が届出制だから届出制で作りましたというのは、我々議会がこれだけ津南町の今後に対して大事なニュー・グリーンピア津南のことで、なおかつ条例で縛りを設けたらどうだというところに対しての誠意としての動きだったり回答にはなっていないのではないかなと思っています。水源地を外すだけでなくて、民法における地域権というものもあるのですが、その民法による地域権の設定をもちろん考えているのか、また、保全の方法についてどのように考えているのか、１点目のところは最後にお聞かせください。

　２点目の委託料の答弁で、当初、付かないであろうだったから7,150万円の根拠にするというのは、当初はいいですが、今はもう違うわけですよね。10億円も出てきたり、6,400万円も出てきたり。そうすると、今の答弁とやっていることが違うということになってしまいます。もう今は金額が出てきているので。最初は買い主がいないかもしれないからということだったのですけれど、出て手を上げてくれたのであれば、やはりそのようにすれば良いと思いますし、一定の費用が掛かるというのは十分理解できますけれども、それイコール相見積りを取ったりせず妥当性を見ないということにもならないですし、この度の（広報つなんの）５月20日号、表面は成人式のものですけれども、この中でニュー・グリーンピア津南の所で、「専門的な知見と実績を持つ会社というのが四、五社に限られ」と、国内にあると書いてあるのです。ということは、相見積りを取れないわけではないですし、ここら辺がやはりもうちょっと丁寧に、もうちょっとどころではないですね、もっと更に丁寧にしていただかないと。しかも、成功報酬であれば、なおのこと今の宅建法があって、それと金額が全然違っているということをどのように捉えているのかという答弁を頂けていないので。皆さんがやってきたことは今聞きましたが、実際の法律だったりとかとやってきていることの整合性がとれていないという質疑になっているので、それについてお聞かせください。

　三つ目の機密保持のところですけれども、今回の判断は、やはり議会への説明責任よりダンピングなどの危険性を優先しているということでいいのか。議会への説明の方法はいろいろとあるはずはのです。行政と議会というのは両輪で町づくりをしていくもので、我々がもっと知りたい情報があるとずっと言ってきて今に至ってきているわけですけれども、これでダンピングのほうを優先していると答弁いただければもうそれは町の考えなのですし、説明責任は機密の条項を見たりしてもできるのにしてくれない、言ってもしてくれないとなってくると、説明責任を果たしているのかというのも明確にお答えください。

　４点目のところについては無いのですが、今ほど、町長が「たまたまニュー・グリーンピア津南の問題が」という、その「たまたま」という言葉に気を付けてくださいというのが４点目です。そのような言い方で話をしてもらっては困るというところです。

　以上です。

議長（恩田　稔）

　副町長。

副町長（根津和博）

　１点目でございます。水環境を守るという気持ちは我々も江村議員と同じだと私は思っているところでございます。水源の存在意義とか価値は認識するなかで、これは当然、次の世代にも伝えていかなければならないものだと思っておりますので、そのために条例を制定する。その気持ちは強いところがございます。

保全の方法なのですけれども、当然、町のほかに町民とか土地の所有者、施設設置者の責務を明らかにするなかで、水源地域内の土地の所有権とか対象工作物の設置について必要な事項を定めていきたいと考えているところでございます。それによって、水源地域の機能の維持を図っていきたいというところでございまして、詳細についてはこれから定めますけれども、スキー場部分だけではなくて、津南町の森林全域を水源地域に指定するなかで守っていきたいと考えているところでございます。

議長（恩田　稔）

　町長。

町長（桑原　悠）

　費用については、法律違反の御指摘に当たらないというところでございます。申し上げたところでございますが、今、どちらかにするということが決まっていないなかでございます。業務をするには一定程度費用が必要です。かなりの業務量だと捉えていただきたいと思います。先ほど申し上げました、本来、億の業務量かもしれない、そういった非常に複雑な業務でございます。また、その費用が多額だというお話が議会の皆様からこの冬にありましたので、国のほうに御相談申し上げまして、国のほうからは、「元々国の施設であって、これまで先送りされてきた課題、それに対して、恐らく反対がいろいろあるような課題だと思うけれども、それに立ち向かう町に対して応援したい。」という国のお話を頂いたなかで費用２分の１の内示を頂いたものでございます。

　また、情報の開示というところでございますが、恐らく社名が知りたいというところでしょうか。情報の漏えいというかダンピングのリスクを優先しているというわけではないのですけれども、これまでの１年以上のお話の経過の中で、一部情報が漏れておって、それが結果的にいろいろな方を巻き込んで、私の表現があれですけれども、生活に身近な町政ではありますが、一方で議会の中の様々な葛藤につながっていったような、そういったものも拝見しておりまして、非常に情報の漏えいということは私どもとしては危機感を覚えているところでございます。議会の皆様が非常に複雑な取引だということを十分に御理解いただいたなかで、私どもと一緒に解を見出していただけるというところでございましたら、ぜひ、それは当然情報開示したなかで進めさせていただきたいと思っております。これまでの過去の様々な経過もあって、今、こうしたお話をせざるを得ないというところで御理解いただきたいと思います。情報の開示については、皆さんに可能な限り多く提供させていただくつもりでございます。

　以上です。

議長（恩田　稔）

　副町長。

副町長（根津和博）

　地域権の設定等のお話を頂きました。これも今はたたき台でございますので、今後、検討させていただきたいと思っております。

議長（恩田　稔）

　９番、桒原洋子議員。

（９番）桒原洋子

　ニュー・グリーンピア津南に関しての質疑です。これだけ今までのお話を聞いていると、情報公開が不十分だとか、当局の説明が十分ではない、拙速で進められているというのが明らかになってきているのではないかと思います。これで今ここで、この案件を賛成・反対で通して良いのか。これほど重大な案件を今、採決をして決めてしまって。町が判断することですけれども、どちらかの、Ａ社になるのかＢ社になるのか決めなければいけない。でも、そこに行くまでに非常に様々な課題があるのではないかと思います。どうしても今のこの議会で採決をする必要性は無いような気がするのです。６月議会もあるわけですから、それまでに町からあらゆる情報を議会に提供していただいて、そこでしっかり皆さんで議論をして、６月議会で採決が必要であれば採決をしなければいけませんけれど、今、拙速に進める必要は無いと私は考えました。

　今、水源の問題が出ていて、たたき台を作っていると聞きましたけれど、それも議会のほうにも示していただきたいと思いますし、町長の広報つなんの説明の中では、「水源などを守るための町独自の条例を制定する予定です。」ということがあります。今まで曖昧にされてきた点、「万が一のことを曖昧にせず、毅然とした対応を取っていきます。」と載っていますけれど、これまでに地域の水の権利を持っている人たちとの懇談もされていませんし、そこをどうするのかもお聞きします。

　それから、もう一つはスキー場のリフトの保有について、Ａ社・Ｂ社それぞれ違いますけれど、町長はスキー場リフトの保有をしたいのか、それとも、全て売却するのかというところをお聞かせください。

議長（恩田　稔）

　副町長。

副町長（根津和博）

　たたき台を示してほしいというお話がありましたけれども、現段階はあくまでたたき台でございまして、それでもよろしければ示すことは（可能です）。これは秘密保持契約も何もございませんので、示すことはできます。議会のほうからそういう申し出があれば、今の段階のたたき台は、当然示させていただきたいと思っております。

　拙速すぎるのではないかというお話ですけれども、昨年２月以降、様々な場面で勉強会等も開きながら御説明をさせていただいたところでございます。契約に向けた仕事を進めていくに当たりまして、できればなるべく早い段階で業務委託契約を結ぶなかで担保しないと仕事を進めることができません。これからずっと９月まで契約の無いままでは、その間、仕事が全然できないわけでございますので、なんとか今回、この議会で皆様から御承認いただければ有り難いというところでございます。

　スキー場のリフトの保有でございますけれども、スキー場のリフトの保有イコールこれからのスキー場の維持補修・メンテナンスに町がお金を支払うということになります。町としては、できればスキー場のリフトのほうも相手方にお願いできればと思っております。

　冒頭、町長が説明いたしましたけれども、これから住民説明会等を行うなかで、水源のことも当然お話させていただきたいと思っています。

議長（恩田　稔）

　９番、桒原洋子議員。

（９番）桒原洋子

　では、確認をいたします。町長は、スキー場リフトを保有せず売却したい、売却するのだということで判断してよろしいですね。後になって、この部分を保有しますとか、リフトの部分はこうだとか、曖昧な考え方であれば、私はこれは反対しなければならないと思っています。町長がどういう方向で、スキー場リフトを保有するのか、手放すのか、そこをはっきり教えてください。

　それから、水源のほうですけれども、たたき台は、ぜひ議会のほうに示してほしいと思います。水利権の問題ですけれど、携わっている住民は非常に多いですので、ぜひ、住民への説明をする必要があると思います。もう一度、お願いします。

議長（恩田　稔）

　町長。

町長（桑原　悠）

　リフトの部分でございますけれども、いろいろな場面で申し上げましたけれども、前任の時代の過去の経過で、第２リフトの架替えを国の地方創生の加速化交付金で２分の１、裏負担を過疎債で事業を行ったという経過がございまして、それに伴って、当時、普通財産でありましたけれども、過疎債を使わなければいけないということになって、行政財産にした経過がございます。そういった過去の経過のなかで、それはまだ10年くらいですけれども、それの償還払いがございますので、すぐに手放すかどうか、今年手放すかどうかというところはともかく、いずれにしても将来的にはスキー場部分につきましても民間譲渡を行ってまいりたいと思っております。

議長（恩田　稔）

　副町長。

副町長（根津和博）

　水源保全条例は、まだ本当にたたき台でございます。説明できる段階になれば、当然、皆さんに説明していかなければならないし、議会に対しましては、当然、今の段階の考え方は資料としてお示しさせていただきたいと思います。

議長（恩田　稔）

　町長。

町長（桑原　悠）

　もちろん水源に関して説明は、水源に関するだけの説明で入るわけではなく全体の課題・問題の中で水源の話はとても重要視されている方がいらっしゃいますので、水源のことについてはお話しますけれども、基本的には、今現在の私の中の考えですけれども、いずれにいたしましても水源の所は抜いて、範囲は今のところ流動的ではありますけれども、水源の所は抜いて水源を守るようなかたちで契約を締結するというところが多くの町民にとって納得をしやすいところかと思いますので、基本的にはそういった方向で考えてまいりたいと思っております。

議長（恩田　稔）

　９番、桒原洋子議員。

（９番）桒原洋子

　この水源の問題は、今までの水利権、権利を明確に残すということで、そういう考え方でよろしいのですね。水源の権利。分筆も必要ですし、地域の理解も必要ですし、そこはしっかり町が、町長が水源の権利を残す・守るというのを、条例も作っているわけですから、そこに明確に書いていただきたいと思います。「万が一のことを曖昧にせず」としていますけれど、本当に厳しい条例を作る必要があると思います。そのたたき台であろうが、どういうかたちでも良いですが、議会に示していただきたいと思います。

　それから、スキー場のほうですけれども、もうずっと指定管理になっていて過疎債の関係でまだ何千万円も残っているというのは、もう分かっていることですし、では、それを町が残った負債を支払ってから手放すのでしょうか。それとも、その負債もひっくるめて売却するのか。そこがどうも明確な答弁が無いのですけれど、そこが私は一番不安ですし、条例を作ったりいろいろするわけですから、ここでもう明確に「その部分はまだ売りません。町が保有します。」ということになるのか、「いや、現在、もう町は手放します。」とはっきり言われるのか、そこをもう一度、お願いします。

議長（恩田　稔）

　町長。

町長（桑原　悠）

　先ほど申し上げましたように、水利というところについては、こうやって抜いて契約することが十分に可能ですので、基本的には、多くの町民の皆さんの納得を頂くためには水源は守るような方向で契約の交渉は進めていかなければいけないということは、当初からそういったことは思っております。水源の取扱いの確定というところについては、しっかりと仕事を進めさせていただきたいと思っております。

　また、リフトについてです。現時点でそういった話の段階に至っていないわけですから、契約は甲と乙がいて、こちらがいらないと言えば売れないわけですし、だから、どちらの社と話をするかというのが決まっていない段階で、今すぐそれを手放すというところは決まっていないところであります。ただ、将来的にと申し上げましたとおり、そろばんも叩く必要がございますけれども、今ここで一緒に手放してそれで町が良いようであれば、つまり、利益が最大化するようであれば、そのようにしたほうが良いと思っておりますし、また、交渉を進めるなかで、残りの償還期間かあれですけれど、スキー場部分だけ期間を置いて時期を見極めながら段階をもって譲渡行うという話も、甲と乙のお話の間であり得るし、乙のほうをどちらかにするかによってお話が変わるわけですので、今の時点では、いつ手放すかというところについては決まっておらないところであります。

議長（恩田　稔）

　副町長。

副町長（根津和博）

　ニュー・グリーンピア津南のスキー場だけに係る保全条例ではなくて、町全体の森林に係る保全条例を今検討しておりまして、その中で水利権のことを入れられるかどうかは別にしても、水利権については当然守っていかなければならないと思っております。

議長（恩田　稔）

　８番、石田タマヱ議員。

（８番）石田タマヱ

　過去にも同じような質疑を再三させていただいてきましたし、今ほどの皆さんの質疑の中でも、どうしても自分に納得できないものについて、再度、質疑をさせていただきます。

　今、江村議員の質疑だったでしょうか。7,150万円、これについて、成功報酬なのか今後の委託料なのかという辺りが大分詰められていたかと思うのですけれども、成功報酬なら売買金額の何％という決まりがあるのだということです。町長の答弁の中で、「昨年来、サヴィルズ・ジャパン㈱さんでは十何人というスタッフが非常に一生懸命関わってきているので高くない。」という答弁を先ほど頂きましたよね。ということは、それらは既に330万円の契約の中で昨年度からここへ来るまでは済んでいる話だと思うのですが。この7,150万円の中でもそれを見なければならないということが私にはよく理解ができません。それをもう一度、教えてください。

　それと、今ここで決めなければ、今、実際に運営している㈱津南高原開発の今後の債務処理には協力できない。逆に、今決めれば協力できるというふうに受け止められるのですが。仮に決めたとすれば、今、提案を頂いているＢ社は債務については自分たちで面倒を見ますと言われているのですが、Ａ社は面倒を見ませんと言われています。ということは、今ここで決めれば、Ａ社に決まった場合はその債務については町が多少協力をするということなのか、そこをもう一度、確かめさせてください。

　それから、やはりこの成功報酬か今後の委託料か、この辺りが誠に整理が付かないところです。330万、前回契約したところの仕様書に、業務の内容ですが、「今後の管理運営の在り方についての分析、提案」というのもあります。これが前回の330万円の中のどういう仕事なのか。今回の7,150万円と重なっている所があるのではないかという見方ができるのですが、この辺りについて、もう一度、しっかり分かるように説明を頂きたいと思います。

　それから、元々のこの330万円の随意契約についてです。先ほど、副町長のほうから第139条第３項第２号というお話があったかと思います。第３項の２に該当すると。「県にも確かめたが問題が無い。」という言い方をされていたのですが、実は、私もある所に、公の県の課が違ったのかもしれないのですけれど、確かめてみました。ただ、私は「やはり状況を説明して客観的な意見としてはどうですか。」という話し方をしたのですが、「やはりそれは随意契約には属さないでしょうね。」という御意見を頂いていました。ですので、副町長が県からそういうふうに言われたということは、すみません、何課の何係に私がもう一度、御指導いただければ良いのか。何課の何係に確かめたということだけ教えていただきたいと思います。

　それと、最後にもう１点なのですが、まず、サヴィルズ・ジャパン㈱さんが買い手を探すに当たって、町としてはこの応募要項、例えば「、最低限になりすけれど、土地は売っても良いですよ。ただし、その中のどこどこだけは残しますよ。」あるいは、「今後、従業員の雇用も引き続きやってほしい。」とか、いろいろ条件があると思うのですが、その応募要項を出したと思うのです。それらを示していただきたいと思います。というのは、やはり今、一番問題になっているのは、住民が心配したりしているのは、この土地の売買についてです。それをどういう文言で応募者を募ったのか。それに該当した人が応募をしてきたはずなのですが、それがもし揺らいでしまっていれば、今後の契約で大きく事が揺らいでくると思うのです。ですので、その応募要項を示していただきたいと思います。

　以上です。

議長（恩田　稔）

　町長。

町長（桑原　悠）

　業務委託なのか成功報酬なのかというお話ですけれども、業務委託であって成功報酬型です。内閣府の規制改革のページにございまして、今、市町村事業においてこのような契約形態というのも事例が幾つも出てきておりますので、御覧いただきたいと思います。

　令和６年度の事業については、御報告を申し上げたとおりであります。この7,150万円については、これから令和７年度行われる事業に対する支出でございます。

　また、Ａ社・Ｂ社どちらかになった場合。そもそもここで立ち止まらざるを得ないということになりましたら、Ａ社ともＢ社ともお話ができないというふうに思っております。私としましては、町だけで直接相対で契約の交渉を行うことはあり得ません。したがいまして、Ａ社・Ｂ社どちらかとお話するという状況に今は至っていないわけでありますけれども、仮にＢ社となった場合は、Ｂ社の条件について町は100％納得できない状況であります。町には、株式会社や有限会社、多くの会社があって、おかげさまで町が形成されております。㈱津南高原開発、また、融資先の銀行、取引業者、株主だけが守られれば良いというスキームでは、多くの町民の納得は得られないところでございます。そういった指摘も実際に多くの町民から頂いているところでございます。したがいまして、Ｂ社になった場合も、そういったこれからのスキーム、経済的な条件のところの交渉が必要と思っております。Ａ社になった場合は、おっしゃるとおり債務についてどのように取り扱うかという相談が必要になります。基本的には、法的には㈱津南高原開発の役員でもなく株主でもございませんので、経営責任は無いところでございます。しかしながら、これまでの経過を辿ってまいりますと、㈱津南高原開発又は債権者であります所と町が話し合ったなかで、これからのスキーム、どのようなかたちで会社をとり扱っていくかというスキームの交渉をこちらのＡ社になった場合はしなければならないというところでございます。その中で債務の話は、金額をどうするかという話ももちろんでありますけれども、どういうスキームにするかという話はＡ社になった場合は必須になりますので、その辺のところは御承知おきいただきたいと思っております。

議長（恩田　稔）

　総務課長。

総務課長（髙橋昌史）

　三つ目の御質疑で、随意契約の関係で議員も県のほうに問合せをしたと。そして、私どもも副町長のお話があったとおり、県のほうに問合せをさせていただきました。ただ、これは随意契約そのものというよりも、先般、臨時全員協議会の時に、上限額が普通あるのかどうかという御質疑が議員のほうからされて、臨時全員協議会で示した随意契約の上限額が本当にあるのかどうかの確認を総務課企画財政班で県のほうに聞いたり、近隣の市町村のほうに確認をしました。そのなかで、今、副町長が申し上げた部分についての上限額は無いという確認は取れたという意味で、先ほど、副町長のほうからお答えをさせていただきました。これは、総務課企画財政班が県のほうに確認をしたということであります。随意契約そのものうんぬんということよりも、前回出た上限額ということで確認をさせていただいたというものであります。

　あと、もう１点が応募要項でしょうか。これは、臨時全員協議会の時にサヴィルズ・ジャパン㈱さんのほうから御提供いただきました中で提案書というものをお示しさせていただいたかと思います。その中でいろいろなことが記載されて、スケジュール感をお示ししたり、提案内容はこうだったというようなところをお示しさせていただいたり、いろいろな細かい規定・内容がございますが、その中でサヴィルズ・ジャパン㈱さんのほうに、（３）提案書の提出方法ということで、４月16日午後４時までに提案書を出してくれと。その他の留意点も含めた資料については、先般、サヴィルズ・ジャパン㈱さんのほうからお出しいただけるということで提出させていただいたかと思っておりますので御確認をいただいて、これでも不足だということであれば、またサヴィルズ・ジャパン㈱さんのほうにはお聞きしますが、今、サヴィルズ・ジャパン㈱さんのほうから提供いただいている要綱といったものはこれに当たるかなという認識でございます。

議長（恩田　稔）

　８番、石田タマヱ議員。

（８番）石田タマヱ

　まず、町長が今、御答弁いただきました「業務委託であり成功報酬型である。」と、これは成功報酬は何に対する成功報酬なのですか。

　それと、先ほど私が質疑したのは、江村議員の質疑の時に町長は、「7,150万円は高くない。昨年からサヴィルズ・ジャパン㈱は十何人のそれなりの給料の人たちが一生懸命何か月も掛けてやっていることに対することなので高くない。」と言われた。それは昨年の仕事であって、既に330万円の契約の仕事をしてくださっている部分ではないですか。改めて7,150万円、これから契約する部分について高くないですかという質疑なのです。ずっとこの間、この330万円と7,150万円、これが全部混在しているように思えるのです。というのは、全く最初からとは言えないかもしれないですけれど、相当前からもう7,150万円というのは決まっていたのではないですか。それが先ほど、成功報酬なのか今後の委託料なのか、それらも線引きが分からない。こういう状態では、やはり私どもは理解ができないのですよね。総務省の業務委託料であり成功報酬型であり、調べろと言われましたが、そういうものも納得できるように示していただきたいと思います。

　それから、債務処理についてなのですが、もちろんどういうかたちになる、どちらに決まるということは再三町長の口から「今は分からないから、何も言えない。」という状況は分かりますが、先ほど町長が「今、ここで決めなければ、㈱津南高原開発の債務処理には一切協力ができない。」と明言しましたよね。私は、その意味がよく分からなかったのです。実際、住民から「㈱津南高原開発の債務処理には税金を一切使ってくれるな。」と、当然、皆さんの耳にも入っていると思いますが、住民からはやはりそういう声も入っています。金銭というかたちでなくても協力の仕方というのはもちろんあるかと思いますが、その辺りについて、先ほど町長がそういう発言をされていたことについて私は疑問だと思ったし、今後、仮にどちらかに決めて前に進むとしても、Ａ社とＢ社、債務処理に対する提案も違っているわけなので、その辺りをどのように解釈すればいいのかと思います。

　それから、随意契約が妥当かどうかということで聞いたのではないということでしたよね。そうしますと、先ほど副町長が言われました町の財務規則第139条第３項第２号、これになぜ該当するのでしょうか。そこのところがやっぱり客観的に見て該当するのかどうか、ここ辺りが私は大変重要なことではないかと思っていますので、なぜここに該当するのか、もう一度、教えてください。というのは、この前も私は申し上げさせていただきましたけれども、やはりこういった大きな公の自治体資産の売却については、非常に大変な専門知識もいるしということで、アドバイザリー契約というのはあり得るというのも承知しました。ですが、やはりそういうものを随意契約ということの疑問。やはりこれは、原則入札でするべきだと記されています。そこを随意契約にしたということ。しかも、この随意契約の仕方が松代のある人の紹介でそこに決めた、と。では、決めたのは誰が決めたかと言えば、町長、副町長で決めた、と。これで随意契約に。今既に契約しているのは330万円ですが、それに連動して7,150万円が入ってくる。約7,500万円。これを松代の人を通して紹介してもらって、町長、副町長で決めた。これで本当に良いのでしょうか、というところなのです。確かに、面積の大きさとかいろいろあるとは思いますけれども、やはり自治体のこういった公的資産の売却というのはよくある例です。まして、その間に入ってくださる、アドバイスをしてくださる企業も決して１社や２社ではない。あります。ほかではしっかり入札をしているというところ。やっぱり一般競争入札が原則だというところがいろんな疑惑、そういったものを起こさないようなために必要な部分というのが大きいのではないかと思います。今回のこの手法については、言うなれば疑惑も大変あります。ですので、なぜここを入札しないで随意契約にしたのか。もちろん、今、営業している㈱津南高原開発への配慮ということは再三聞いてはおりましたけれども、それとやはりその辺を配慮したなかで入札する方法ができなかったのか。そこが私は一番大きく引っ掛かるところなのですが、もう一度、その辺を分かるように説明いただきたいと思います。

議長（恩田　稔）

　町長。

町長（桑原　悠）

　皆さん、成功報酬というと何もしないで得して得られるものだと考えていらっしゃると思うのですが、そうではなくて、全て業務を行って、特にああいったお仕事は人件費が発生して業務を行っている費用ですから、当然、マイナスで仕事は受けないと思うのです。そういったことで何もしないで成功したからお金をいっぱいもらうみたいなイメージでいますけれど、　―（石田議員「思っていないですよ、そんなこと。」の声あり。）―　しっかりと業務が遂行されているなかで。どうしてそういった表現をするかというと、売却が完了した後に、民間譲渡が完了した後に、その後に初めて町に支払い事務が生じる立付けになっておりますので、こういった手法については、今、市町村で様々取られている事例が多くなっていて、内閣府のページにも載っておりますけれど、こういった事例が多くなっていて、私どもは今回は、このような立付けで、いわゆる最後に支払われるということで、そういった立付けになっているというところでございます。だから、それは何もしないで仕事をしないで楽してもらえるという意味ではなくて、しっかりと業務を遂行されて、その対価として支払われる費用であると捉えてください。なんで成功報酬という表現をするかというと、本件の民間譲渡が完了したときに最後に支払われる、支払い義務が生じるお金だからです。

　また、それに関する選定というところについてでございます。議員の御指摘については受け止めさせていただきたいと思っておりますけれども、なにぶん、令和６年２月に町議会の皆様にも、樋口社長に来ていただいてお話したとおりであります。樋口社長としては、「町の支援を頂かなければ、これ以上、運営を継続することができない。売却やいろいろな次の人を見つけてもらってもかまわない。」というお話がありました一方、「営業に支障が出るということはなんとかして避けたい。」というお話でございましたので、私どもとしては、公に売却に向かっている、又は次の運営者を探しに向かっている、ということさえも非常にデリケートな状況のなかで、次の施設の活用の方法を探らざるを得なかった、という状況でありますので、議員の皆様へは、その状況についても既にお話をさせていただいているとおりでございます。  
　また、令和７年度からの業務が7,150万円というところで、今、御審議いただいている費用で間違いありません。令和６年度までの業務については、報告を申し上げた費用で報告した内容のとおりでございます。

　現会社の債務処理というところであります。結局、方向性が決まらないということであれば、町も財政負担を考えまして、今のかたちでの賃貸借契約は続けないという方向でございます。したがいまして、そういうふうになりますと、現在の会社が立ち行かなくなってしまうというところでございます。ただ、そのような状況になったとしても、町にとっては法的には経営的な責任は無いわけでございますので、なかなか協力はしにくいという意味で申し上げたところでございます。

議長（恩田　稔）

　副町長。

副町長（根津和博）

　今回の随意契約、第139条第３項第２号でございますが、競争入札で広告をした場合、様々な仕様書を外に知らしめるわけでございます。そこで、例えばニュー・グリーンピア津南の譲渡とかという話、細かい部分まで詳細に示さないと金額での競争入札はできないわけでございます。そうした場合、当然、情報が独り歩きすると、まだ今年９月まで経営を続けていくなかでニュー・グリーンピア津南の運営・経営にも関わってくることから、㈱津南高原開発の社長さんからもそこら辺はかなり秘密保持については言われてきておりましたので、情報の取扱いに配慮する必要がありまして、今ほど申し上げたとおり秘密保持の観点からも競争入札に適さないと我々は判断させていただき、随意契約にさせていただいたというところでございます。

議長（恩田　稔）

　８番、石田タマヱ議員。

（８番）石田タマヱ

　債務処理については、そういう表現をしたけれどもということだと思って受け止めます。言うなれば、「今、ここで採決をしなければ何も一切知りませんよ。」ということなのだと思いますが、例えば、先ほど何人かの方の御意見にもありましたように、余りにも今ここで採決するには情報不足がある。「では、ニュー・グリーンピア津南さん、もう半年だけ今の形態で継続をしていただけませんか。」という方法も一つ考えられるのではないかなと思います。

今の状況を公表すると、なかなか今の運営に影響するということで随意契約をしたということですが、99％譲ったとしても、業者は１社だけではないのですよ。先ほど相見積りという表現もありましたけれども、せめて２社、３社、比べることがなぜできなかったのか。公人は、やはりそういう所は高潔でなければならないのではないですか。私はやっぱりこれは、「松代のある人の紹介でどこどこに決めました。」、本当に330万円で留まる契約なら困ったもんだで終わるかもしれませんけれど、それに7,150万円が付いてくるのですよ。この契約なのですよね。それが「だれだれの紹介でどこどこに決めました。２人で決めました。」、これで公の仕事として本当に問題が無いのでしょうか。では、なぜほかを考えもせず、サヴィルズ・ジャパン㈱に決めたのか。例えば、契約の中に「提案内容について文書により町に報告する。」と仕様書に入っています。それが無いので、この前、サヴィルズ・ジャパン㈱と私たちがウェブでやった時に、「報告書はいつ出るのですか。」と言ったら、「出せと言われれば出します。」という表現でしたよね。「本当にこんな会社で良いのかな。」と思いました。ネットで会社情報等々を調べるに当たっては、そんなにどうこうな会社ではないというふうには思っていましたけれども、きちんと契約書・仕様書に明記してあるにもかかわらず、当たり前のようにそんな言葉が出てくる会社だったのですが。最後にこの質疑をまとめると、なんでこの会社が良いと思ったのですか。

議長（恩田　稔）

　町長。

町長（桑原　悠）

　あの施設に次の会社が入る・入りそうだという方向性が無いまま、今の㈱津南高原開発との賃貸借契約を延長しません。首長がしないと言ったらしません。

また、7,150万円の選んだ先というところに関しましては、先ほど来、再三申し上げているとおりでございます。経過としては、最初は津南町と事業を共にさせていただいている㈱良品計画の役員様から「松代のほうに実績のあるこういった方がいらっしゃるよ。今、こういったお仕事をされているよ。」という御紹介があり、その下でアセットマネジメント、資産の所有者として施設の建物の状態をまずは調べてみなければいけない、そういう話で、一度、お話をさせていただいた経過でございます。そこから施設の建物の診断、非常に規模の大きい話、また、その診断をした上で、さて、それをどうするかを考えなければいけませんけれども、そういったお話になります。あの施設の規模が非常に大きく、また、ターンアラウンドといって事業再生と言いますけれども、事業再生をさせることが非常に難しいプロジェクトであるというお話がありました。とても個人の事業では担えないので、ある会社を御紹介するということで、サヴィルズ・ジャパン㈱を御紹介いただいた経過でございます。私どもとしましては、サヴィルズ・ジャパン㈱と契約をする前に様々調べさせていただいて、トラックレコードなども皆さんにお示ししたとおりでございますし、携わっておられる青木さんをはじめプロジェクトマネージャーの御実績については皆様も御承知のとおりかと思います。これまでお仕事をさせていただいてきて、明確なミスは無く、非常に適切に事業を遂行していただいている実績もございます。こういったところから、サヴィルズ・ジャパン㈱について契約をさせていただいてきたという次第でございます。

議長（恩田　稔）

　７番、風巻光明議員。

（７番）風巻光明

　今、町長が重大な発言をしたので、質疑をしないにしようと思ったのですが、質疑いたします。１点だけ。「現在の㈱津南高原開発は首長が延長しないと言ったら絶対延長しません。」と言い切りましたね。お願いしますよ。例えば、Ａ社の場合は、10月から３月までは同じように営業していただくと。その後、店を閉めて２年間、リニューアルとかそういうものをやりますよ、そういう計画になっていますよ、というのを私は聞いて、それは変更になったのなら変更になりましたと言ってください。半年間延長しますよというのは、今の㈱津南高原開発はしないのですね。それだけ聞きたいです。

議長（恩田　稔）

　町長。

町長（桑原　悠）

　「あの施設に次の会社が入る、あるいは入りそうだという方向性が見えないなかでは」というお話を申し上げました。つまり、「事態が空転したなかでは、財政負担を考えますと」という話を申し上げたところです。ですから、今、どちらも選ばせてもらえないということになりますと、空転しているということになりますので、皆様にとっても、私たちにとっても、選択肢としては限られてくる非常に厳しい状況になってくると思います。

議長（恩田　稔）

　７番、風巻光明議員。

（７番）風巻光明

　今、空転したらということは、どちらにも決定しなかったらという、そういう意味だとおっしゃいましたよね。そんなことで当局は提案しているのですか。決まらないかもしれないけれども。我々は決めようと思って、今、一生懸命に質疑したりやっているわけです。ちょっと考え方がおかしいのではないですか。それだけです。

議長（恩田　稔）

　町長。

町長（桑原　悠）

　今、御審議いただいているのは、それを決める前のお話で、こういう費用が必要だから御審議いただきたいということでお話をしているところです。だから、私どもとしては、今どちらに決めてもいない状況であります。こういったこれからの交渉を進めさせていただきたいと申し上げている段階でございます。「意欲ある会社が２社出てきました。これから交渉を進めさせていただきたいので、今回については御審議をいただきたい。」という内容です。議員おっしゃいましたとおり、どちらかに決めたいと思っていただいてるということですので、この後につきましてはそういったお話であれば、では、これから㈱津南高原開発の取扱いはどうなるのか、あるいは水源地はどうなるのか、どのような事業プランで行くのかというお話を進めさせていただくことができます。

議長（恩田　稔）

　ほかに質疑はありませんか。 ―（質疑者なし）―

　質疑を終結いたします。

　これより討論を行います。

　まず、原案に反対の方の発言を許します。

　11番、江村大輔議員。

（11番）江村大輔

　これまでの町の説明と情報を聞いた上で、私自身、賛成に至らなかったため、反対の立場で討論させていただきます。

　まず、本日の質疑の中でさせていただいた水源、水の問題では、水は生活に欠かせなく、現在の津南町がブランディングに掲げている「ゆき みず だいち つなんまち」に代表されるように、とても大事なものです。今回の件は、地域に大きな影響を及ぼす事柄であり、津南原地区とその下流域まで影響を及ぼします。議員は、住民、地域から選ばれ、住民の代表として、ここに立たせていただいています。自分が住んでいる地域に関係なければ自分事にならないということは絶対あってはなりません。もし、自らが住み続けている地域の水源がどうなるか分からないとなったら、意見が変わる人もいるはずです。水源のエリアを決めて交渉してもらいたいですし、条例についても一つの大きな今回の判断の時点でたたき台しかできていない状況、また、議員から言われ動くのではなく、行政自ら必要かつ現実に守られる条例制定が必要です。まだ未確定な部分が多いと判断します。

　次に、譲渡、移行等、支援業務委託料についてですが、金額について納得できる説明をしてもらうことができませんでした。7,150万円の内容と算出根拠、成功報酬、委託料の説明。多面的機能支払事業では、住民には随意契約の場合、三者見積りを取るとお願いしているのにもかかわらず、このような大きな事業で相見積りも三者見積りも取っていない。このようななかでは、町民の感覚とずれているように思いますし、Ａ社でもＢ社でも同額というのは納得できません。成功報酬と事務手数料を分けて考えることもできるのではないかと、今でも考えています。

　さらに、これまで議会では、意見交換時に各議員がそれぞれ意見を出したり、提案したりしたこともありました。ただ、結果は、行政が最初から進めてきた内容になっているように思います。本日も、先ほどの石田議員の質疑で町長は、「首長がしないと言ったらしません。」とちょっと強めに言われておりました。住民の意見を聞いていろいろと判断していただきたい。５月２日の臨時全員協議会以降も、総文福祉常任委員長や産業建設常任委員長、私で「納得できるような情報が欲しい。」と議長に要望、そして、当局にも議長が要望してきました。５月19日の臨時全員協議会以降も「まだ説明が不足している。」と議長に打診をしておりましたが、情報の開示が不足したまま本日に至っており、本日の質疑でも契約書や仕様書から議会での判断に必要な情報は開示できるとなっているものの、「情報開示できないのは議員が情報を漏らすから。」と町長が答弁しました。議会が信用されていないとすごく悲しい気持ちになりました。

今回は、大きな、そして、大切な住民の財産をこれまでの説明や進め方では、私自身、決めきれなく、賛成に至らなかったために反対します。

同様の気持ちを持つ議員各位の賛同をよろしくお願いします。

議長（恩田　稔）

　次に、原案に賛成の方の発言を許します。

　３番、村山郁夫議員。

（３番）村山郁夫

　３番、村山です。

　私は、原案に賛成の立場で討論をいたします。

　まず、水や自然をどう守るかです。所有権は、公共の利益に反する場合には制限されることがあります。それは憲法に規定があります。また、憲法第94条「地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。」とあり、地方自治法では、条例に違反した者には「２年以下の懲役若しくは禁固、100万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は５万円以下の過料を科すことができる」と規定しています。所有権そのものを妨げることは、公共収用など特別な法律が必要ではありますけれども、土地の利用を制限することは条例などで可能なのです。一つは、知事権限で行える水源涵養保安林の指定です。それから、町独自では水源そのものを保全する水源地保全条例などです。ニュー・グリーンピア津南用地内には、津南原地区の水源地がありますので、これを例えば水を汚すなどされたら、条例によって規制するというふうに守る大きな力があります。また、土地の乱開発を防ぎながら、生物の保全を図るための生物保全条例も有力な手段です。したがって、水資源の保全は、町で対策が立てられる問題でもあります。

　次に、どのように町が憂いを払うことができるかです。まず、ニュー・グリーンピア津南の建物が利用客にとって、今後も安全に利用できるものではなく、１年以内の緊急修繕が９億7,000万円弱、12年以内では25億2,000万円強必要であるとのレポートが成果物として提出されています。この負担を町が逃れることができ、なおかつ交流観光の拠点であるニュー・グリーンピア津南改善を進めることができる方法として今に至る一連の動きになっているわけです。今回の補正額を確保することにより、二つの事業者のどちらが主体となっても、少なくとも建物に関する今後の施設の経費については、確定的に町の手から離すことができます。12年間で25億円、町が福祉や教育、文化芸術、農業農村、産業建設、病院改築に振り向けることができるのです。

　次に、時間的な制限です。予算の裏付けの無い行政計画はありません。理想だけでは何も解決できません。今回、上程されている予算額の裏付けがあって初めて、今後、町がどのように問題解決に当たろうとしているのかを町民に責任を持って詳しく説明できるものなのです。９月末までにいずれかの組織に決定して計画を遂行するためには、現状でも早すぎることはありません。契約の交渉に３か月の見通しでございます。

今後の動きとして、「現㈱津南高原開発にはこれ以上の追加融資は行わない」とのメインバンクの方針が示されており、コンサル会社からは「スカイランタンなどの今後の予約は新体制が行うもの」との見解も示されております。今回の計画が失敗すれば、現体制のままで10月以降の営業を進めることはできず、破産整理に向かうだけとなり、従業員の雇用や取引業者の仕入れの問題が生じます。何より既に全国から冬に向けて予約している多くのお客様に対するキャンセル対応により、町は大きなイメージダウンを被ります。これを防ごうとすれば、10月以降も契約を更新する以外になく、発生する営業経費にまで町が責任を持たなければなりません。その金額を町はまた別に探さなくてはならず、再度、議会にそのための予算案を提出することになります。

なお、議題となっている委託契約金額は成功報酬であり、新事業者につなげることができなければ支払いの必要は無いとされているもので、言わば供託金の性質を持っています。さらに、その額の半分を国の交付金で賄っても良いという内容ですから、ある意味、国がかつてのグリーンピア問題の責任を取って了承したとも言える異例のことなのです。

ですから、議会がこの予算を今回承認しないことの時間的な影響は大きく、10月からの見通しを早く立てて、町の今後を考えていかなければなりません。

　この事業がうまくいかなければ、将来の町を背負っていく子どもたちや新生ニュー・グリーンピア津南に期待して戻ろうとする若者にも影を落とすことになり、大変悲しいことにもなります。町は契約継続により不要な財政支出をしたとして、住民監査請求の対象になる可能性もあります。

そこまで考えての議会判断になるもので、かつて、町有地売却計画が議会の反対で否決された時の湯沢町町長のコメントで「町の振興のためにがんばっていこう。職員も企業誘致に必死な思いで取り組んできた。実を結ばずに残念。」との言葉が耳に残っております。

　以上のことから、町が生き残れる手段として、今回の予算計上があるもので、皆さんの賛同をお願いいたします。

　以上です。

議長（恩田　稔）

　次に、原案に反対の方の発言を許します。

　８番、石田タマヱ議員。

（８番）石田タマヱ

　原案に反対の立場で討論いたします。

　まずは、今回のニュー・グリーンピア津南の再生は、時遅しと思えるところであり、ぜひ進めるべきであるという考えは、当局の考えを支持するところです。しかし、これまでの協議の中で幾つかの質疑をしてきましたが、納得できる答弁が頂けず、むしろ様々な疑惑に結び付いた結果となりました。

　その一つとして、サヴィルズ・ジャパン㈱とのアドバイザリー契約の在り方です。この契約は随意契約をしております。「現運営会社へ配慮をして随意契約にした。」と説明を頂きましたが、相見積りを取ることもなく、ただ松代の知り合いからの紹介というだけの理由で随意契約をしたということは、町の財務規則のいずれにも当てはまらない。まして、本審議に掛けられている7,150万円が連動するといった契約であり、余りにも金額が大きすぎる案件であるにもかかわらず随意契約であったということは、町の財務規則に触れるのではないかと考えます。

　二つ目には、本補正予算の7,150万円は、昨年度から成功報酬だとの説明を受けてきましたが、何をもって成功なのか。また、本年５月２日には、様々な幾つかの７項目を挙げて業務委託だというような説明もありました。再三の質疑の中で、「これは成功報酬の内訳だ。」というような答弁を頂きましたが、業務委託なのか、報酬なのか、不明瞭のままです。最後に町長から「業務委託であり成功報酬だ。」というような御説明も頂きましたが、納得いきません。本当は何の金額なのか。ならば、成功報酬がどのくらい、業務委託がどのくらいと２段にしても良いのではないでしょうか。まして、これは二つとも成功しなければ払う必要が無いという御説明を頂きましたが、業務委託であれば、当然、支払わなければならないものではないでしょうか。そういうことで、今回の7,150万円の内容、あるいは範囲が全く明確に示されていないままです。

　三つ目に、住民が最も心配している土地の売却についてです。もちろん、それに伴う水の権利というものも大きく影響してきますが、新たな運営者を公募するに当たって、町から明確な応募要項等が示されていないということはあり得ないことではないでしょうか。また、乱開発等については条例で規制すると言われていますが、将来的にこの津南町の資源が守られるのか。特に水資源については重大な問題であります。このように明確な応募要項が示されていないと、応募した内容が大幅に変更になること等も考慮しなければなりません。

　このような大きく３点を挙げましたが、このことは決してニュー・グリーンピア津南の再生に反対するものではありません。我々議会に課せられた責任は行政のチェック機関であり、議員として疑念を抱くようなことについては明確にしておかなければなりません。それらを明確にせずして前に進めることは、議員として私は大変無責任であると考えます。

　これらの理由により、今採決は反対といたしますが、今後もしっかりと説明責任を果たしていただき、互いに協議を重ねることによって津南町の誇れる施設として生まれ変わることを望んで反対討論といたします。皆さんの御賛同をお願いいたします。

議長（恩田　稔）

　次に、原案に賛成の方の発言を許します。

　６番、筒井秀樹議員。

（６番）筒井秀樹

　賛成の立場で討論をさせていただきます。

　まずもって、そろそろ全部何でも先送りにする議会はやめませんか。

　まず、クアハウス津南すら、まともに運営できていない町がこれ以上民業に公金を突っ込むことはできないと思っております。私自身、解体か事業継続かを考えた場合、できることならば事業継続を選択します。今回、２社がやれると手を上げています。国からの4,000万円の支援があり、おおよそ3,000万円で10億円以上の投資を呼び込む企業誘致だと考えます。この機会を無駄にはできません。いまだどこがどんな計画で事業をするのか、町はどんな内容で契約するのかすら見ないまま、土俵にも上げないという選択は私にはできません。

これから恐らく膨大な契約事項を決めた上で、町が転換期になるようなことを願い、皆さんの良識ある判断を願っております。

以上です。

議長（恩田　稔）

　次に、原案に反対の方の発言を許します。

　２番、滝沢萌子議員。

（２番）滝沢萌子

　反対の立場で討論いたします。

　正直な気持ちで申しますと、どちらの道に進んでもメリット・デメリットがあり、今でも考え、悩み続けています。

土地には水源地も含まれております。また、河岸段丘の上の大地であり、たくさんの雪が降り、水が大地へ流れていきます。周辺にはダムもあり、町としては重要な場所だと言えます。現段階では、自然資源に関する条例も間に合っていません。何より、GATS（ガッツ）という国際協定がある限り、国としても日本の土地を完全に守り切ることができません。

また、別の観点からでは、湯沢町からのアクセスの悪さ、環境・設備など、どういったプランで改善させ、リゾートとして再生させるか、判断するための情報が無さすぎるという点です。

さらに、Ａ社・Ｂ社どちらの案になるかによっても判断が余りに大きく分かれるのではないかと思っています。

今はあれこれ「ああなるか、こうなるか」と想像するばかりで、現状では賛成とは言えないと思っております。守秘義務などの縛りもあることは承知しております。しかし、公的資産であり、津南町の重要な場所であるという点から言っても、できる限りの開示を再度お願いしたいと思っております。

また、町長からも住民懇談会を行うというお話がありました。以前からもこのお話が上がっておりましたが、本当に町民の皆様は様々な御意見があります。ぜひ、耳を傾けていただき、どうすべきかの判断を改めてお聞きしたいと思っております。

最後に、ニュー・グリーンピア津南の件が始まってから、何度も眠れない夜を過ごしました。津南町の人にとって、何が幸せなのか、何をもってして豊かで足りていると感じるのか。長い不況により、先の見えない不安の中で、皆より良い発展を目指し、豊かな暮らしを目指し、必死に闘ってきたと思います。そんななか、ある人にこう言われました。「本当の幸せはもうここにある。津南の暮らし、あったかさ、人とのつながりこそが豊かさだ。」と。しかし、縄文時代、石器時代に戻ろうではないかと言っているわけではありません。私は、皆と一緒に努力がしたい。津南町に住む皆で一緒に考えて、次の世代につなげたい。サヴィルズ・ジャパン㈱の皆様のお仕事は大変すばらしいものと思い、非常に感謝しておりますが、私は、津南町の力を信じて反対とさせていただきます。

議長（恩田　稔）

　次に、原案に賛成の方の発言を許します。

　５番、久保田等議員。

（５番）久保田　等

　原案に賛成の討論を述べます。

　私は、ニュー・グリーンピア津南が今、新しく生まれ変わろうとしていることは、ただただ町が衰退していくのを見ているだけではなく、衰退にストップをかけ、このことが再び町に活気を生み出す起爆剤になると思います。ぜひ、そうなってもらいたいものと思っております。

　町がＡ社・Ｂ社どちらかを選択する前に、勝手ではありますが、私は優先交渉権付与をＡ社にした場合の想定を少し述べさせていただきます。町民の中には外資という言葉にどうしても偏見を持たれている方が多いと思われますが、静岡県ではあえて外資の一流ホテルに絞って誘致を行っています。昨年１年間に日本を訪れた外国人旅行者は過去最多となるほど好調なインバウンド需要が続いています。静岡県知事は、「富裕層旅行者が滞在する際の経済効果は極めて高く、盛んな旅行経費は地域経済の活性化につながることから、高級宿泊施設の誘致活動を積極的に展開し、世界中から選ばれる観光地域づくりに全力で取り組んでいる。」と述べております。今の段階でホテル名が明かされないのは不安でありますが、子どもたちにとって、将来、津南町には世界のブランドホテルがあるという誇りを持つことができ、雇用の場となる可能性も十分考えられます。

　前置きが長くなってしまいましたが、今回、補正で上がっている譲渡移行等支援業務委託料と弁護士委託料、合わせて7,650万円は、津南町がニュー・グリーンピア津南を維持していくために10年以内に老朽化した建物・設備の改修メンテナンス費用に約15億円掛かる、その支払いから解放されるわけです。今回は成功報酬（と弁護士委託料）として7,650万円掛かりますが、報酬の算出についてはサヴィルズ・ジャパン㈱さんのお話ですと、米国のコンサルティング会社の例を見ても、今後、修繕費等で必要とされる金額の20％から25％程度払った事例もあるということです。今後、10年で津南町がニュー・グリーンピア津南をこのまま維持するために掛かる費用、約15億円に対しての５％に当たるこの金額は、私は妥当だと思います。さらに、国の交付金２分の１をあてがうことができ、町の持ち出しは、実質半額の3,575万円となります。これでニュー・グリーンピア津南を再生することができれば、世の中はこれほどインバウンドが急増しているなか、現在のニュー・グリーンピア津南のインバウンドは１％にも満たない状況ですが、それを変えることができると思います。金額だけ聞くと高額のように捉われ気味ですが、今後、津南町の負担が無くニュー・グリーンピア津南を継続できるのであれば、決して高い金額ではないと思います。資本力のある所有者、プロのホテル経営者に任せ、ホテルをグレードアップさせ、リゾート地として再生し、ホテルのみならず周りの観光施設、飲食店への波及効果も期待でき、低迷している津南町を活気づける、まさに起死回生のチャンスだと私は思っております。

本来であれば、新しい委託先がどこの会社で、資本金が幾らか等、今時点で議会としても精査した上で今後進めるべきかを決めたかったのが正直な気持ちではあります。今回のニュー・グリーンピア津南の再生案で今一番問題となっているのは土地を売ること、転売も含めてですが、それと水源の問題が今回の一番の焦点になっていることは誰もが思っていることです。ですから、本来であれば、町民の不安を取り除くためにも、水源地の確保と範囲をはっきりさせるために水源保全条例は真っ先に作成し、この段階で提示いただければ我々も判断基準になりますし、住民に対しても今の段階で納得できる説明資料ともなると思いますので、少しでも早くから水の確保、水源保全条例は動いていただきたかったのが正直な気持ちでございます。

５月20日号の広報つなんに民間譲渡における課題に対して、将来のリスクに対する契約書を作成すると書かれていましたが、優先交渉先を決定し、不動産売買契約が締結するまで、この二、三か月間が最も町にとって重要な時期です。ようやくここまで話が進んできたわけでありますので、ここで立ち止まらないで、なんとしても無事に売買契約が成立するよう、町には９月末に引き継ぎができるよう、前に進めていただきたいと思います。

ここまで来れば、あとは町民の不安を完全にぬぐい取ることだと思います。そのためには早急に集落に入って、直接町民に話合いをしていただくことを切にお願いしまして、今回の業務委託料7,650万円及び令和７年度津南町一般会計補正予算に賛成いたします。

議長（恩田　稔）

　次に、原案に反対の方の発言を許します。

　７番、風巻光明議員。

（７番）風巻光明

　反対の立場で討論いたしますけれども、まず、冒頭に申し上げます。

　今までの賛成討論をされた方が子どもたちの未来の明るいまちづくりを阻止するようなこととか、良識ある判断とか、非常に反対する人をこのまちづくりに対して壊すような感じの発言をされているのは、そういうことを我々は反対しているけれども考えていないということです。誰もが当初、ニュー・グリーンピア津南の存続を今後どうするかということで、議会は１人の反対も無く存続、大事な施設だから、観光にとっても大事な施設だから、雇用にとっても大事な施設だから、皆で残しましょうと言ったはずです。そういうなかで、賛成討論をされる方は、これを通さないと将来のまちづくりが無いとか、そういったこと自体がまずは問題ではないかと私は思っています。

　それはそこで置きまして、反対の理由を述べます。五つございます。

　一つ目、これは皆さんおっしゃっていますけれども、町民が問題視、あるいは心配している土地の売却について、水源を含め売却の範囲がいまだ当局から方針が示されていないこと。私も何度も質疑や申入れをしていますけれども、水源を含めたどこまで土地を売りたいとしているかという町当局の考えが全然示されていないということが一つ。

　二つ目、引き継いでいただく応札された法人から今後の経営計画が全く示されていません。これは、当局のほうには来ているのかもしれませんけれども、少なくても議会に２社の経営計画が全く示されておりません。町の振興に重要な課題が不明瞭であり、委託するための判断材料は無いということであります。

　三つ目、次に契約の仕方であります。これも何度も質疑が出ておりますけれども、今回は、今までの予算400万円も含め、競争入札の無い随意契約であります。町の財務規則、随意契約の第２号について、一つは、契約に当たり２人以上から見積りを取ることと町の財務規則で決まっています。二つ目は、経費の執行伺いに根拠法令の条項を記載してくださいと。どうしてこれは随意契約できるのですかという根拠法令を記載してくださいと。三つ目には、仕様書などにより予定価格を定めなければならないとされております。こういった最低限、町の規則で決められていることが、過去においての400万円も含めて、今回、こういうことをやられていますか。私は、行われた形跡が無いと思っています。また、この町の規則の上位である法及び令では、地方自治法施行令第167条の２では１号から９号まであり、適用された２号では、「性質又は目的が競争入札に適しないもの」とされており、これは特命随意契約になります。この特命随意契約は金額の上限が無いのですけれども、更に詳しく言いますと、「著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権など、知的所有権を必要とし、それによらなければ契約の目的が達せられないとき」、これは特命随意契約で良いですよと。いろいろあるのですけれども、大きなものは、「また、プロポーザル方式で特定されたものと契約締結された場合」とされています。プロポーザルをやって契約する場合。いずれも、この法令に準じておりません。また、国の会計法第29条の３にも更に詳しく同様のことが記載されております。ですから、今の契約と今後の契約は、法令、町の規則に沿った正しい随意契約でないと考えます。悪く言えば、法令を遵守していないのではないでしょうか。

　四つ目、両候補者からの今後の投資計画時に、60億円の投資を計画している企業がございます。それに対して私は、コンサル会社も含めてのオンライン形式の会議の時に「この60億円は、何年先までの投資を計画しているのですか。」と、当局からもコンサル会社からも答えが全く返ってきておりません。無言でありました。これは、二、三年後に60億円やるよというのと、20年から30年後では比較のしようがありませんから、やっぱりこの辺の投資計画はきちっと明示してもらわないと、私たちは判断ができません。

　最後の五つ目です。本会議に当たり、議員は町民の代表であるため、議決は大変重要なものでありますが、町の将来を左右するこの事業は、本議決の前に町長は町民との対話会を開き、その声を広く締結に反映させなければいけないと考えております。いわゆるパブリックコメントを取ってから本議案を上程することが必要ではないでしょうか。ちょっと時期的には早すぎるように感じます。

　以上のことから、私は本案に反対いたしますが、逆にどうしてこのような状態で賛成できるのか、全く理解できません。緊急に調査、回答を願い、再提案を願いたいところであります。

しかしながら、最後に申し上げますが、補正予算7,150万円に対し、新しい地方経済生活環境創生交付金3,800万円、国の補助金を取得できたことは、私は大いに評価したいと思います。この疑問を私たちに示してください。そうしていただければ、賛成いたします。

　ということで、私の反対討論は終わります。以上です。

議長（恩田　稔）

　次に、原案に賛成の方の発言を許します。

　１番、月岡奈津子議員。

（１番）月岡奈津子

　私は、原案に賛成の立場で発言します。

　サヴィルズ・ジャパン㈱が不動産譲渡等の専門的知識をもって、昨年から、建物老朽化等、難しい案件と言われているニュー・グリーンピア津南の運営・管理と膨大な課題分析支援を行い、今年９月までの賃貸契約終了までに２社の買い主候補につなげたこと、今後の町の観光、地元経済の発展に進めるよう力を貸していただいていることは大変大きい功績であります。ニュー・グリーンピア津南の再生と更なる発展、そして町の活性は、多くの町民の願いです。津南町の年間観光客数約40万人のうち、ニュー・グリーンピア津南利用は昨年度11万人以上にのぼり、町には大きい経済効果もある、今後も関係人口や交流人口を増やすには必要な施設です。最悪な事態は避けなければいけません。売却に様々な不安や戸惑いもあることに具体的なデータや根拠も無く恐れていては、今何もしないことのほうが将来の不安になると思います。ならば、弁護士、サヴィルズ・ジャパン㈱に知恵を頂き、これから万が一のリスクへの準備と対策を整えて、町は立ち止まることなく地方創生の波に乗り、津南町の将来に向け進む時だと思います。

　よって、私はサヴィルズ・ジャパン㈱への業務委託における成功報酬料、弁護士費用の7,650万円の補正に賛成です。

　以上です。

議長（恩田　稔）

　次に、原案に反対の方の発言を許します。

　９番、桒原洋子議員。

（９番）桒原洋子

　それでは、反対討論をさせていただきます。

　いろいろな反対の意見が出ましたので、もう多くは語らなくて良いかと思いまが、一番最大の反対の理由として、スキー場リフトの問題です。広大な土地、そこで圧雪があり、パトロールがあり、リフトの管理、これは町の大きな財政負担があることです。町長は、スキー場のリフトも含めて、「今、売却を決断できない。手放して良いようなら段階を持って交渉していく。いつ手放すか決まっていない。」と曖昧な答弁がありました。これが私にとって決定的な反対の理由です。これから大きな財政負担を更に進めていく。これを町長は本当に日頃、「財政負担がある、財政困難だ。」と言いながら、そういうふうな発言をすることに疑問を感じました。

　先日、21日に、私たち共産党津南町委員会は、ニュー・グリーンピア津南に関わる情報公開を求める要望書を提出いたしました。今月末に回答を頂きたいと申し入れております。一番の理由としては、町民に対する情報提供・公開が極めて不十分なままで、拙速に進められているということです。広報つなんの１枚の用紙の説明では、町民の心には響きません。そして、ニュー・グリーンピア津南問題でこの間、庁舎内でも様々に取り組んできていたと思いますが、町政を進めるなかで、職員との共有ができていない。人手不足ではないですか。一部の幹部職員で進めてきた。それによって、何かと会議と言えば秘密会議。「漏らさないでください。」というようなことで進められてきました。本当は私はそこに出るべきではないと思ったのですが、仕方なく参加しておりました。非常に閉ざされた議会と感じています。

　そして、もう一つの大きな問題は、やっぱり水の問題です。河岸段丘上の最上階に位置し、379haもの敷地を要しています。そこでの事業活動というのは、河川水、地下水、下流の広大な地域に影響を与えています。水量や水質、地下水の涵養など、規制を含めた水源地の保全や地下水の保全条例の制定は必須であります。その中に２本の町道も通っています。小松原線、大場線です。こういう状況。

　最後ですが、やはり町民への丁寧な説明、情報開示。そして、私はずっとニュー・グリーンピア津南の側で暮らしてきましたから、今後も新たな良い方向で発展していただきたいと切に思っております。町民にとって大変大きな財産であります。今後の活用について、決定する前に、十分住民の意見を聞き、住民説明会を設けていただきたいと思います。

これまでの皆さんの意見を聞くなかで、今回のこの補正予算は、どうしても賛成することはできません。反対討論といたします。

議長（恩田　稔）

　次に、原案に賛成の方の発言を許します。

　４番、関谷一男議員。

（４番）関谷一男

　関谷です。

　原案に賛成の立場から討論をさせていただきます。

　ここに至るまでに委員会室で何回かの会議を重ねてまいりました。そのなかで、議員各位のお話を聞いていると、「やはりニュー・グリーンピア津南を無くすと津南町はなんでも無くなるのではないか。」というようなお答えをされた議員の方が多々おられたと思います。私は、確かに持論ではございますが、ニュー・グリーンピア津南については解体をしたほうが良いのではないかという考えを持っておりました。それは今ここですると長くなりますので、お話は差し控えます。このニュー・グリーンピア津南の再生へということで案内を頂いているなかで、どのような選択肢があるかということで書かれている中で、①解体、②町としての継続所有、③民間への譲渡、というこの三つがあると言われているなかで、私は「解体ということで進めるべきではないか。」という話をしました。しかしながら、執行権は町にあるわけですから、「町長と職員が町民のため、町のために真剣に一生懸命考えてくださるのであれば、必ずしも私は反対はしません。」と、ここでお話をさせていただいた経緯がございます。町も非常に、先ほども（討論で発言があったとおり）秘密会議、「この会は他言しないでください。」というような流れになっておりました。議員にも資料を配布し、またその資料を回収するというような流れで、町長はじめ町も本当に慎重に進めてこられたのではないか、そのように私は考えております。今、ここでこれが進まなかったらどうなるのかという思いもありますが、ここでやはり止めないで、ニュー・グリーンピア津南を残していただきたいという思いを切に思っているわけでございます。私は、「解体をして更地にして、町として新しい方向性を探したほうが良いのではないか。」というような話をさせてもらいましたが、町の判断としていろいろ悩まれ、考えられ、進めさせていただきたいというお話ですので、私はそこに賛同をさせていただきたいと思っております。

ただ、丸っきり賛成ということでもなくて、一つにはこれから譲渡した場合、町が考えている方向性とは違う方向へ進む場合もあると町（からの資料に）も書いてありますので、そこはしっかりと精査をし、万が一のことの無いよう、毅然とした対応をしっかり取っていただくことを申し上げて、原案に賛成の討論とさせていただきます。

議長（恩田　稔）

　次に、原案に反対の方の発言を許します。 ―（討論者なし）―

　反対討論なしと認めます。

　次に、原案に賛成の方の発言を許します。 ―（討論者なし）―

　賛成討論なしと認めます。

　討論を終結いたします。

　議案第46号について採決いたします。

議案第46号について原案に賛成の方の起立を求めます。

―（起立６名、非起立５名）―

　賛成多数です。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

議長（恩田　稔）

以上をもって、本臨時会に付議された事件の審議は全て議了いたしました。

これにて、令和７年第３回津南町議会臨時会を閉会いたします。

―（午後１時22分）―